

令和2年第4回議会定例会会議結果

1	定例会・臨時会の別	第4回定例会
2	開会	令和2年12月 9日
3	閉会	令和2年12月10日
4	会期	2日 (うち会期延長日なし)
5	議員の出席	9日 出席11名 欠席 0名 10日 出席11名 欠席 0名
6	議案件数	14件 (うち議員提出3件)
7	議決の状況	(1)原案可決 8件 (2)原案同意 2件 (3)原案承認 1件 (4)採 択 3件
8	法第99条の意見書	3件
9	その他	傍聴者 9日 13名 10日 4名
10	会議書の写し	別紙のとおり添付
11	議案書の写し	別紙のとおり添付

令和2年 第4回南幌町議会定例会（1日目） 会議録

令和2年12月9日（水）
午前 9時30分 開 会

1. 出席議員

1番	内 田 恵 子	2番	佐 藤 妙 子
3番	熊 木 恵 子	4番	西 股 裕 司
5番	志賀浦 学	6番	本 間 秀 正
7番	石 川 康 弘	8番	加 藤 真 悟
9番	川 幡 宗 宏	10番	細 川 美喜男
11番	側 瀬 敏 彦		

2. 欠席議員

なし

3. 会議録署名議員

6番	本 間 秀 正	8番	加 藤 真 悟
----	---------	----	---------

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局長	山 内 貢	事務局主査	梶 田 健太郎
------	-------	-------	---------

5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	大 崎 貞 二	教 育 長	小笠原 正 和
-----	---------	-------	---------

農業委員会会長	鍋 山 洋 一	監 査 委 員	角 畠 徹
---------	---------	---------	-------

6. 町長の委任を受けて出席した説明員

副 町 長	小 林 史 典	まちづくり課長	藤 木 雅 彦
住 民 課 長	笠 原 大 介	税務課長兼出納室長	松 田 秀 則
保 健 福 祉 課 長	佐 藤 由 美 子	産 業 振 興 課 長	黒 島 滋 規
都 市 整 備 課 長	尾 暮 靖 志	病 院 事 務 長	原 田 光 一

7. 教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課長	浅 野 茂
--------	-------

8. 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

書記長（総務課長）	小 林 史 典
-----------	---------

9. 公平委員会委員長の委任を受けて出席した説明員
公平委員会事務員（総務課長） 小林 史典
10. 農業委員会長の委任を受けて出席した説明員
農業委員会事務局長 砂田 隆樹
11. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

議 長

おはようございます。

本日をもって召集されました令和2年第4回南幌町議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員数は11名でございます。本定例会においては、新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用を許可いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

●日程1 会議録署名議員の指名を行います。

指名につきましては、会議規則第125条の規定により議長において指名をいたします。

6番 本間 秀正議員、8番 加藤 真悟議員。以上、御両名を指名いたします。

●日程2 会期の決定をいたします。

先に、議会運営委員会委員長から、本定例会の運営について報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

9番 川幡 宗宏議員。

川幡議員

令和2年第4回議会定例会の運営について、去る12月2日に議長出席のもとに議会運営委員会を開催いたしました。議会事務局より本定例会の提案議案等の概要について説明を受けるとともに、日程及び運営について協議いたしました。本定例会に付議される案件は、議会提案として各委員会所管事務調査1件。町からは、功労表彰について1件、条例関係3件、令和2年度会計補正予算5件、人事案件1件であります。以上、提案案件全般について審議いたしました結果、本定例会の会期は本日12月9日から12月11日までの3日間とすることで意見の一致を見ております。最後に、議会運営に特段の御協力をいただきますようお願い申し上げ、議会運営委員会委員長報告といたします。

議 長

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は12月9日から12月11日までの3日間といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本定例会は12月9日から12月11日までの3日間と決定をいたしました。

議 長

●日程3 諸般報告をいたします。

・1番目会務報告は御手元に配付したとおりでございます。

これをもって報告済みといたします。

・2番目定例監査結果報告をいたします。

局長
議長
監査委員

局長に朗読させます。

(朗読する。)

監査委員からの補足説明があれば賜ります。

角島代表監査委員。

訂正を含めて補足をさせていただきたいというふうに思っております。ちょっと訂正の量が多いものですから、昨日事務局と調整をいたしました。ちょっと間に合わないということで、後日公表用の監査報告書で訂正したものを配布するというところをお許しをさせていただきたいというふうに思っております。

まず、最初に申し上げたいのは、定例監査にあたって、Ⅲ監査の手続に記載した内容を中心にしながら、一つは外国人技能研修生、これが多分今後もふえるだろうという見込みの中で、どのような手続等を行っているかということを検証してございます。2つ目が平成29年の自治法改正と前後して、内部統制という言葉が出てきてございます。今回この監査報告書の中には内部統制という言葉は入ってございませんが、内部統制が必要というふうになってきてございますので、こういった点についても検証をさせていただいてございます。内部統制とは一体何なのかということですが、法令なり条例、あるいは規則等、ルールに沿って仕事をし、上司はそれをちゃんとチェックをしているかということが一番大きな主題になってくるかと思っております。3つ目に、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って、歳入歳出が大きく増減してございます。これもあわせて、人の動きも変わって、事業の中止であるとか縮小、そういう状況が続いております。人がふえているというのは、三重湖のキャンプ場だけです。あとは全て減っているという状況になっているかと思えます。それと4つ目に、町立病院は本年度、病棟転換を行って地域包括ケア病床にするということで取り組みをしてございます。非常にコロナの影響で、病院そのものの機能がどこも停止をしかかっているという状況にありますので、初期の目的に沿って、これが果たされているかということについても注意をしながら見させていただいてございます。

1ページ開いていただきますと、歳入の経過につきましては、見開きで内容がわかるように作成をさせていただいてございますので、後ほどごらんをいただきたいと思います。その次は4ページ、5ページも同様でありまして、7ページをごらんいただきたいと思います。

7ページの中ほどに9月末現在、本町に滞在する外国人留学生というふうに書いてございますが、実は縦割りに見るのではなくて、横割りに外国人技能研修生がどのようにこの町で、税と社会保障関係なんです、横串を刺してみようということをさせていただいてございます。その結果、ここにありますように書くだけで本当は終わろうと思っていたんですが、ちょっと内部統制上の問題があるということで若干補足をさせていただきたいというふうに思っております。2つ目の次に、上記のうちというふうになってございまして、上記のうちという

ことは、昨年転入した10名については年金については適正に手続きがされておりまして。これらの研修生は、というふうになってございませぬけれども健康保険関係、この手続きが適正にされていなかったということを今回確認をさせていただいております。実習先と監理団体というのが、相当な数ができております。そういったところ介してやってございませぬので。実は2012年ですから平成24年に国民健康保険につきましては、住民基本台帳の適用を受ける外国人については国民健康保険に加入するというふうになってございませぬが、8年間その措置がされていなかったということでありませぬので、あえて今回お話をさせていただきます。当然、住民基本台帳に載っておりますので、特別定額給付金もことし研修生は受領しているはずでございませぬ。それと、その下にマイナンバー関係も載せてございませぬ。南幌町は9月末現在で、最後の行に書いておりますが20.6%ということでありませぬし、これ全国の10月1日現在、毎月今は総務省がホームページで公表しているんです。それを見ますと全国で20.5%、そして北海道は18.1%に交付をしているということでありませぬので、ほぼ全国並みの水準ということになろうかと思ひます。前後いたしますが、国民健康保険の手続きにつきましては、これは昔は1年以上滞在すると、2012年の7月以前は1年以上滞在する外国人というふうになっていたようでありませぬ。ただ会社で協会けんぽに加入をするからということで、このようになってきたわけですが、これはおそらく書類化された引き継ぎをされてない、マニュアル等が整備されてないというふうに見てございませぬ。そういう意味では、法令の変化に対応していないということでありませぬので、これは口伝えといひますか、口伝えで仕事を引き継いでいくということは適正でないということが8年間続いてきたということでありませぬ。したがって、これは実はどの課にも言えることですから、日常の事務をどのようにマニュアル化して文書化していくのかということ、検討課題として持っていただきたいというふうに思ひてございませぬ。

続いて12ページにまいります。ここは訂正でございませぬ。表の上に、令和2年度からの新学習指導要領に基づき、学習支援体制が強化され云々というふうに書いておりますが、本町においてはとなつていませぬが、本町において、特別支援学級で学ぶ児童生徒が、ということなんです。これは、特別支援学級という言葉がありませんが、何を変えているのかわからないということなので、特別支援学級で学ぶ児童生徒が、小学校で5学級21名、中学校で4学級8名。そのほかに通級指導を受ける児童生徒が小学校で、ここでは35となつていませぬが、37名でございませぬ。中学校で4名ということ。ちなみに、参考までに補足をさせていただきますが、前年の同じ時期、9月末現在で見ますと、小学校では4学級で17名でございませぬ。したがって1学級4名増加をしているということ、中学校では3学級6名でしたので、1学級2名の増加をしてございませぬ。そして、通級指導を受ける

生徒は、小学校は昨年は37名とありました。そして、ことしは4名いるんですが、昨年、中学校には通級指導がありませんでしたので4名が皆増という状況になってございます。この中で、実は昨年触れておりますので、この部分については触れないでおこうかなと思っていたんですが、かなりいろんなところでふえてきているということで問題になっていることが一つ、それと就学援助といわゆる学力に関係があるのか、ないのかというちょっと御意見もあったものですから、それを踏まえてあわせて点検をさせていただきました。基本的に、就学援助と学力、学力というか特別支援学級には関係がないと。いわゆる発達障がいであるとか学力低下、こういったものが脳の機能障害というふうにされていまして、優秀な子どもからも親御さんからも出てきます。したがって、色分けしてみるものではないというふうに御理解をいただきたいなというふうに思っております。次に13ページで

13ページで、下に9月末の患者数の表、これを実は差し替えをしようと思ったのですが、これで見ますと、合計で見ますと75名ふえているように現実に昨年と比べると。ただ、経過を考えてみますと、平成29年度がピークだったと、患者数のピークだったというふうに理解をしてございます。それから、平成30年度の後半から急激に患者数が落ち込んだというのが町立病院の傾向でありまして、そういうことで平成30年度と対比すると、令和元年の9月には平成30年度から外来・入院患者は1,351人減ってございました。本年は、令和元年度から比べて631人増加をしておりますが、その前の段階で大きく数字が下がっているということでもあります。そして、外来患者につきましては、平成30年度から令和元年度にかけては1,124名減っていて、本年度はさらに850名減っているという状況になってきてございますので、その点を後日、表の差し替えをさせていただきたいなと思っております。それとあわせて、令和2年の9月末で入院は増加をして外来は減ってございます。これは全国的に見まして、日本病院協会ではありますが、全日本病院協会、それから日本医療法人協会というところが共同で調査をしているんですが、それからすると入院については、全国で前年の上半期4月から9月でだいたい9.7%患者が減っていると。それから外来については13.2%減っているという調査資料が出てございます。そういう意味では入院は、増加をしております。前年度と比べると増加をしておりますし、外来は減っているという傾向は、入院はいいほうに動いていますし、外来は全国よりも少なめに来ているというふうには言えると思いますが、ただ、昨年、平成30年度と令和元年度の患者数の落ち込みが尋常ではなかったということで、そこを御理解をいただきたいというふうに思っております。14ページにまいります。

14ページは大変申し訳ないですが訂正です。下のほうから見て、常勤医師を4月と7月に各1名採用し4名としてというふうになって

いますが、そこから読みだして4行目のところに、新型コロナウイルス対応などから云々ということで、1,431万6,000円とコロナ禍対応などからというふうになっていますが、この中、「コロナ禍対応などから」が重複しておりますので、削除をお願いしたいということでございます。それから15ページでございます。

15ページにつきましては、一番上の行でこれ医療職に対して特別に1,500万円の給付がされてございますが、この関係です。10月に期間収支に影響しない特別収益に収入し、全額が特別損失から支給されたというふうになっていますが、11月に支給をされたということでございます。10月末に入って11月に支給をしたということでありますので、同月にしてございますが、その点の訂正をお願いしたいというふうに思っております。それと、その下の表ですが、9月末の経常収支となっておりますが、これは医業収支の誤りでございます。14ページの真ん中辺で、科目相違ということで書いてございますが、そのときに経常収支まで全部直そうかと思ったんですが、量が多過ぎるということで、直したときの直し漏れということでございます。なお、その他医業収益で前年度より600万ほど増加をしてございますが、ふえているのはふえているんですが、科目相違がありますので、その全てではないと。ただ、現状で数字が動いております。特に、10月からはインフルエンザのワクチン接種が始まっておりますので、どういうふうにこの数字が動くかというのは、現状では申し上げられないというところになろうかと思っております。

16ページでございます。ここからは、監査の結果の記載をさせていただいてございますが、総括として、3つ目の段落でなお書きをしてございます。ここで、特別職、常勤特別職の人事の関係、人事といえますか、退職なり選挙の関係が書いてございますが、これはルールにのっとってやられたことです。誰も、前町長がけがをすることは予定をしてございませんでした。そういう中でルールにのっとって、欠員期間が発生をしたと、そのために総務課長が条例上定められた順位で職務代理を行ったということでありますし、改めて教育委員会については書いてございませんですが、これも職務代理が定められておりますし、権限移譲されてございますので、そういう意味では適法に行われたというふうに考えております。ただ、職員は、やはり理事者がいないという中で、緊張感はあつたらうというふうに考えているところがあります。

それと、監査意見の1番目であります。コロナ禍による自主財源、依存財源の構成の変化ということなんですが、これはもう議員の皆さんは十分御承知だと思いますけれども、17ページの表にありますように繰入金1億1,500万円減額されて、繰越金が9,200万円ふえたということが自主財源で大きな変化でございます。そして、依存財源は、上から2つ目の地方交付税、それと3つ目の国庫支出金、それと町債、この3つは大きく増加をしているわけですが、地方交付

税につきましては3ページになぜふえたかというのを書いてございませし、国庫支出金につきましては特別定額給付金であるとか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、こういったものが活用されたということで、大きく数字をふやして依存財源の割合が高まったということです。ただ、特別定額給付金ですが、地方創生臨時交付金につきましては本年度限りの財源であります。したがって、特例、特異な現象として財源構成の変化が起きたというふうにごらんをいただきたいと思っております。そして、地方債、町債につきましても増加をしてございますが、特別交付税が措置される比較的有利な財源を活用しているということで、将来的な町の財政には悪い影響はないというふうに見させていただいております。

次のページにつきましては、町立病院の関係を書いております。2つ目の段落の3行目、9月末の医療職はというところから始まって、3行目の真ん中辺に今現在、町立病院にいる職員は56名でございます。56名ということは、これは固定的にかかる経費です。これをどういうふうに吸収をしていくのかということが、これからの重要な課題というふうになっております。10月1日から地域包括ケア病棟として診療報酬の算定が行われます。医療報酬は上がります。しかし、固定費も上がっておりますので、いかに数多い患者さんに来ていただくのか、これは簡単に言うと患者の報酬単価と患者数を掛け算をしてどこまで数字が伸びるか、そこがはっきりしないと採算は合っていないということでもありますので、ちょうどコロナで患者数が1割程度落ちる現状にあるのは事実です。コロナが問題なのか、それともそれ以外の問題なのかということは判然とはいたしません。ここで、いかにも財政援助をしなくてはいけないというふうに書いてございますが、実はそうではなくて、当分7,000万円の資金不足分は現状では繰入れはせざるを得ないだろうと。ただし、それはいつまでもやれないことだというふうに理解をしていただきたいなというふうに思っております。そういう意味で、ちょっと言葉足らずだったのですが、ここはそういう意味合いで記載をさせていただきました。

あと、現物実査の関係でありますけれども、これにつきましては例年実施をしてございます。特に、毎年やってきた経過の中では、何を目的としていたかということですが、現金が合うということは当然でございます。一方で金庫を何カ所か見ているところがあって、それを見ているんですが、最初はかなり汚かったと。いろんなものが入っていて、なかなか数えるのが大変なぐらいいろんなものが入っていたんですが、それが本年10月に実施した段階ではきれいになったということでもありますので、そういう意味で現物実査をしてきた効果が出てきたのかなというふうに思っております。観光協会につきましては基本的に管轄外でございます。観光協会のお金でございます。ただし、現状、現職の職員が出向して金銭を扱っておりますので確認をさせていただきました。

- 議 長 以上、訂正と補足を申し上げます。
以上で、定例監査結果報告といたします。
- 局 長 ・ 3 番目財政的団体等監査結果報告をいたします。
局長に朗読させます。
議 長 (朗読する。)
監査委員からの補足説明があれば賜ります。
議 長 (ありませんの声)
以上で、財政的援助団体等監査結果報告につきましては報告済みと
いたします。
- 町 長 ・ 4 番目 町長一般行政報告をいたします。町長。
本議会定例会にあたり、1 件の行政報告を行います。
新型コロナウイルス対応経済対策等の進捗状況について御報告しま
す。全町民を対象とした飲食店応援チケット事業につきましては、7
3 2 世帯、全 3, 0 0 0 セットを販売し、1 1 月 3 0 日現在の利用実
績は、額面総額 1, 5 0 0 万円のうち、1, 0 1 4 万 1, 5 0 0 円で、
利用率は 6 7. 6 % となっています。
- 次に、子育て応援チケット事業につきましては、対象児童 9 0 1 名、
ひとり親家庭 7 0 世帯にチケットを配布し、1 1 月 3 0 日現在の利用
実績は、額面総額 1, 1 1 1 万円のうち、9 0 1 万 8, 0 0 0 円で、
利用率は 8 1. 2 % となっています。
- 次に、大学生等生活支援金につきましては、9 月 3 0 日をもって事
業が終了し、町内 9 6 名、町外 5 7 名、全体で 1 5 3 名の申請があり、
支給総額は 5 7 3 万円となりました。
- 最後に、妊婦あんしん支援金につきましては、1 1 月 3 0 日現在、
3 2 名の方から申請があり、支給総額は 1 6 0 万円となっています。
以上、一般行政報告とします。
- 議 長 以上で町長一般行政報告につきましては、報告済みといたします。

●日程 4 一般質問を行います。

本定例会の一般質問通告者は 6 名でございます。一般質問につきまし
ては通告順に行います。

2 番 佐藤 妙子議員。

- 佐藤議員 本日は町長に 1 件の質問をさせていただきます。移住定住の総合的
な取り組みを。本町では、移住定住政策として子育て世代住宅建築費
助成事業を進め、今回みどり野きた住まいるヴィレッジも拡大しまし
た。しかし、本町の移住希望者の中には、賃貸住宅に住んでから住宅
購入を考えるなど、賃貸住宅で南幌に暮らしたいと考えている方たち
もいらっしゃいます。また、近く建設される北広島ボールパークで働
く若者が住む所として、本町は十分に通勤圏内と考えます。そのよう
な方たちを受け入れるため、アパート建設をする事業者に対する支援
制度等の考えを伺います。

次に、空き家・空き地情報バンク、移住体験住宅も進めておりますが、より充実した事業とするために、新たな政策も必要と考えます。これまでは、住宅や部屋の賃貸、売買物件は、役場の窓口で情報の提供ができますが、その後は当人同士の話し合いに委ねられており、難しい部分もあります。移住総合相談窓口として、移住に関する管理や、空き家・空き地の売買も宅建資格のある方が運営することで、事業の幅は広がると思います。移住希望者と住民ニーズにきめ細かく、かつ柔軟に対応するために、宅建資格を持つNPO法人や団体等との協働による町民主体の移住定住推進体制を構築し、様々な関連業務を一体的に取り組むことについて伺います。

また、私はこれまでに移住体験住宅に関する質問をしてまいりましたが、北広島ボールパーク建設や、本町での誘客交流拠点施設整備等、これまでとは状況が変化しています。これからの移住体験住宅の考えについて伺います。

議 長
町 長

町長。

移住定住の総合的な取り組みの御質問にお答えします。賃貸住宅事業者に対する支援制度については、近年の民間賃貸住宅の建築や公営住宅の改修の状況から、11月30日現在、民間賃貸アパート44戸、町公営住宅8戸の計52戸の空き室があり、全体住宅が不足している状況にはないことから、事業者に対する支援の考えはありません。

次に、移住定住推進体制の構築による一体的な取り組みについては、誘客交流拠点施設整備と連動したエリアマネジメントを推進する中で、交流人口がふえることを見据え、移住定住などのプロモーション活動を担う地域おこし協力隊員などを活用し、取り組みを進めたいと考えます。

最後に、移住体験住宅については、きた住まいるヴィレッジの宣伝効果をさらに伸ばし、みどり野団地の販売促進と移住定住を推進するために、南幌らしい暮らしを体験できるモデルハウスを兼ね、テレワーク、ワーケーションに対応した移住体験住宅の整備について、今後検討してまいります。

議 長
佐藤議員
(再質問)

2番 佐藤 妙子議員。

再質問させていただきます。今、御答弁をいただきました。現在、町が進めている政策、このきた住まいるヴィレッジ事業でございますけれども、子育て世代の移住者に住んでもらいたいという思いで、戸建て住宅建設を現在進めております。私は戸建て住宅とともに、賃貸住宅で暮らすことに力を入れることも少子化対策に必要な政策と考えております。私は、これまで9回ほど移住定住に関する一般質問をさせていただいたわけでございますけれども、主に賃貸で暮らすことについてですね、なぜ賃貸なのかと申しますと、ことし住宅を建てた40歳の方が35年ローンを終える時には75歳になります。戸建て住宅だけ力を入れていきますと、いずれ子どもがいなくなります。将来の人口推計で、2045年には人口4,000人を切るとも言われて

おります。そのようにならないためにも、賃貸住宅をふやして若者世帯が循環すること、将来にわたって子どもが住み続けるまちになる方法ではないかなと、そのように感じております。それで、南幌でもだんだん暮らしの多様化が年々広まっておりまして、子どもが小さなきには田舎で子育てしたい方、また転勤が多いので賃貸で暮らしたい方、また親の介護のためにこの町に暮らしたいなど、特にことしはコロナ禍で、在宅ワークで郊外で住むことを考える方も出てまいりました。北広島ボールパーク完成に伴って雇用も多く生まれ、特に単身の住居も必要になってくると思います。しかしですね、北広島や近隣の都市部では地価が高騰しまして、家賃の値上げも始まっていると聞いております。南幌は公社の土地も十分にあります。また、高規格道路、誘客施設、人が集まりやすい町となる可能性が十分にあります。やっぱりそういう中で、暮らし方を選んで住んでいただければなという、そういう思いでおります。

それで、現在の賃貸住宅の現状でございますが、先ほど答弁書でもあったんですけども、本町は他市町に比較すると、公営住宅を含め賃貸の空き物件は、私は少ないと思っております。特に、単身者用が少ない状況です。それで令和2年の11月現在での民間アパート201室のうち、現在入居できるのは9件でございます。先ほど担当課のほうから52件の空き家がありというお話でございましたけれども、私も担当課のほうにお聞きして調べたところ、平成30年の11月30日には空室が36室ありました。それで本年度、令和2年11月現在の賃貸アパートの空室が9件でございます。10件という話もありましたけど、そのうちの1件は建物が古いために募集をかけないという、そういうお話でございました。ということで、9件しかないんですね。それで公営住宅の空室は、今回広報を見ましたら7件です。人口規模から見たときに、私は少ないような状況だと思います。南幌町の工業団地で働く方の約8割は町外に住んでおります。そういう中で、例えばみどり野分譲住宅の区画に賃貸だけの住宅エリアを作って、建てていただいた方に公社の土地の価格を優遇してもらおうとか、町でもできる限りの建設費の助成をすとか、これまでと同様に道と公社と南幌町と民間で力を合わせていただければ、こういうこともできるのではないかなと、そのように感じております。そのことに関して、町長にお聞きいたします。

それともう一つ、まだ空いているその町有地もあります。またその空いている町有地に賃貸住宅用の用地として、何年間は無償で貸すということも考えられるのではないかなと、この2点をまずお聞きいたします。

次に、本町の空き家・空き地バンク、また、空き店舗リフォーム事業、移住体験住宅移住相談窓口、住宅融資相談の窓口などを、その資格を持つ団体に委託して、一体的に取り組むことが重要ではないかなという思いでございました。答弁で、地域おこし協力隊を活用していた

だけるといふことで期待しているわけですが、現在なぜこの制度を必要としているのかといふことを説明する時に、現在うちの町のホームページには住宅や土地の紹介が出ております。ホームページに出ております。それで売買とか賃貸契約となると、やはり素人ではなかなか難しい、ほとんどが町外の不動産業者さんに流れていってしまっております。そうなるとう当然、修理とか補修とか改修、また塗装外構もそうでございますけれども、不動産会社と関連のある町外業者が扱うことになってしまふんです。そうなるとう、町にお金が回らない、それでは町の活性化につながらないと思ふんです。それで、空き家・空き地バンクもホームページでは数も少なく、また賃貸情報もございませんので、住民にとつても制度があつても利用しやすいとは言えない状況にあると思つております。それで先日、岩見沢市にある空き店舗や空き家などを業務委託している「こささーる」といふ、そういうところがありまして、ちょっと話をお聞きしに行つてまいりました。そこには、宅建協会のメンバーが岩見沢市街の活性化を目指して立ち上げて今、活動をしているようでございます。岩見沢市の担当課の方もおっしゃつておりましたけれども、行政では知りえない情報とか、隠れた人材が民間の力を借りるといふことで、行政でやっていた頃よりも、いろいろな形でスムーズにできるようになつたといふ、そういうお話でございました。町内のことを知る方をお願いするのは一番だと思いますし、住民が住まいのことなら専門的なことでも相談できるところがあるところが、住民にとってはよいのではないかと。先ほどいろいろお話をさせていただきましたけれども、先ほどの答弁書の中で、今後その町民その専門的な町独自で今後されていくのか、先ほどの答弁の移住定住などプロモーション活動を行う地域おこし協力隊などを活用しといふお話でございましたけれども、町独自でされるのか。また、町民団体を巻き込んで考えていただけるのか、そのこともお伺いたします。

それと移住体験住宅の件でございますけれども、ことはコロナで使用することはできませんでした。他の自治体では廃止、その効果がないといふことで廃止されたところもあるようでございますけれども、南幌町といふのはその自然環境として、移住体験として体験していただくところにはとても良い環境だと、適した町だと思つております。これからの財政状況として厳しいといふことは重々感じておりますが、道が進めている移住促進施設整備事業とか交付金もございます。可能な限りの財源で効果を上げていただきたいと思つておりますが、先ほどモデルハウスといふご答弁にありました。そのモデルハウスの考え方を教えていただくのと、また、いつごろ完成しようかと考えておられるのか、そしてこれまでの住居はどのようにされていくのか、それをお尋ねいたします。

町長
(再答弁)

佐藤議員の再質問にお答えします。初めに、アパート建設事業者に対します支援の関係でございますけれども、近年の町内における民間建

設のアパートの建設状況ございますが、御承知かと思いますが平成31年に中央団地内に2棟で8戸が建設されました。また、公営住宅の入居促進ということで、環境整備ということで、お風呂、ユニットバスを設置する工事に取りかかっております。これにつきましては令和元年に2戸の工事が終わりました、現在その2戸に入居をいただいているところです。また、本年度は3戸、今現在工事中でございます。それでご質問にありました、道公社と連携してみどり野団地内に賃貸住宅のエリア的なものを設置すべきではないかということでございますけれども、決して民間賃貸アパートの建築に対しては否定する考えはございませんけれども、本町のみどり野団地の定住施策これらの状況を考慮した場合、やはり本町では戸建て住宅の建築を促進する支援を優先すべきではないかと考えてございます。

また、町有地を無償にして賃貸住宅を促進すべきということでございますけれども、民間不動産業者に対する無償化につきましては、既設でアパート業をなされている方との理解が得られない場合とか、そのような問題もあろうかと思えます。慎重に判断をする必要があるのではと思っております。

それと移住を進める総合的な推進体制でございますけれども、現在の空き家・空き地バンクをもっとのことかと思えますけれども、町内の空き家・空き地を解消するためには、やはり行政が宅建資格を持って委託をする。そして管理、売買することは、当然実績的には上がっていくと思えますけれども、行政と不動産の役割、そしてそこにかかわるコストを慎重に考慮する必要があるのではないかと思います。また、移住定住を推進するにあたりまして、行政と宅建資格を持つNPO法人や団体等との思惑が果たして一致するのか、目的と一致するのか、また、町内にそれだけのニーズ力が見込めるのかを見極める必要があるのではないかと思います。移住定住につきましては、引き続き推進してまいりますけれども、やはり町が推進母体としてやっていくべきであると考えてございます。その推進体制の一つとして、移住定住の業務を主とした地域おこし協力隊員の活用を検討したいと考えてございます。活用時期につきましては、現在コロナ禍でございますので、そのようなことも考慮して、ちょっともう少し時期については検討する必要があるのかと思っておりますけれども、検討は進めたいと思っております。

また、移住体験住宅の整備でございますけれども、現在の移住体験住宅、元町の件でございますけれども1棟2戸で、昭和47年築で相当老朽化してございます。例年30人から40人程度の方にご利用いただいておりますけれども、その実態としては、本州から利用される方が多く、どちらかという観光滞在的な利用をされる方が多いのではないかなということで、我々のほうではそういう把握をしてございます。しかし、一昨年と昨年にそれぞれ1組ずつでございますけれども、きた住まいるヴィレッジの移住に結びついたという、うれしい実績も

ございます。引き続き、移住体験事業を進めるにあたっては、やはり観光的ではなく移住に結びつくような取り組みの仕方をしたいと考えてございます。それらを踏まえて、また、みどり野団地のこれからの販売促進を後押しするためにも、みどり野団地の中にインフォメーション機能的なものも兼ねた発展的な移住体験住宅の整備を後年次ではございますけれども、その整備について検討したいなというふうに考えてございます。なお、現在の移住体験住宅、新しい移住体験住宅が整備された場合については、一応の目的は果たすのかなということ考えてございます。

議 長
佐藤議員
(再々質問)

2番 佐藤 妙子議員。

再々質問をさせていただきます。ご丁寧にご説明いただきました。それで、町長の思い、また行政でやっていきたいという、そういう思いもわかりましたけれども、様々な形で今後も検討していただきたいと、そのように感じております。

それで、移住体験住宅も本当に長年、私もいろいろ考えてきたことであって、決して観光目的では、やはりうちの町の目的が果たせないのではないかなという思いがありまして、今、町長も観光目的ではなく定住につなげるような、そういうものでありたいという、そういう思いをお聞きしましたので、ぜひ期待しております。その中で、本年度はコロナの関係で移住相談セミナーとか、いろいろなものが中止になりました。そういうことで、移住定住促進について感染予防を含め、コロナだからいろんなことを全て止めてしまうというのではなく、移住定住に向かってどのように、こういう状況の中でどのように進めていかれるのかということと、それとうちの町で災害住宅というのは完備していないということをお聞きしました。それで今後、移住体験住宅をつくるにあたって、そういうものも兼ねた上での移住体験住宅も考えていただけるのか、そういう体制を整えていただけるのか、その2点お伺いいたします。

町 長
(再々答弁)

佐藤議員の再々質問にお答えいたします。コロナ禍におけるセミナーですとか相談会の開催、それらの推進業務についてでございますけれども、現場的にはご承知にのとおりで大変難しい面もございます。しかし、感染対策を講じながら、できる範囲で進めていきたいと思っております。また、対象者は比較的若い世代の方も多いので、ウェブとかそういうものも利用しながら効果的になるように進めていきたいと思っております。

もう1点、災害住宅の活用関係でございますけれども、例えば本町の公営住宅を活用することにつきましては、以前にも町民の方が火災で罹災されまして住宅が全焼された。それで、一時的にその世帯を公営住宅に緊急的にですが入居していただいたケースもございます。そのことから、災害時において空き室の範囲ではございますけれども、そういうような運用が可能であると考えてございますし、また、移住体験住宅についても同様で、災害時には弾力的な措置を迅速に講

じていく必要があるものと考えておりますので、その辺の御理解をお願いいたします。

議 長

以上で、佐藤 妙子議員の一般質問を終わります。

西股議員

次に、4番 西股 裕司議員。

町長就任おめでとうございます。今回、新たなデマンド交通についてということで、1問お伺いいたします。本年度の三好前町長の町政執行方針では、現在運行している巡回バスの関係について、アンケート調査などによるニーズの把握を行い、将来的な本町の地域交通のあり方について、地域公共交通活性化協議会で議論するとあります。現在運行している巡回バスは、交通弱者と言われる農村部の60歳以上の方々が主な利用者となっておりますが、週2回の運行で既存の路線を通らないルートで設定されており、その路線の近くに住んでいる方の利用が多いという調査結果も聞いております。今後高齢化が進み、運転免許証の返納者もふえてまいります。その対応策として、今回示されたAIを活用した新しいデマンド交通は、議会産業経済常任委員会においても利用者からの要求に応じたサービスを提供でき、南幌町の交通問題解決に近づくと、その実現に向けて検討しておりましたが、町においてもオンデマンド交通を取り入れるべく検討しており、7月6日開催の議員懇談会において新たな地域交通システムの導入が示されました。

そこで、新たな地域交通システムについて町長にお聞きします。

1 地域公共交通活性化協議会で、本町の地域交通のあり方を議論しているのか。

2 新システムを導入し、運行するのはいつからになるのか。また、運行の範囲、利用料金及び運行日、時間はどのように考えているのか。

3 現行の巡回バスの運営会社や、路線バスへの悪影響は出ないのか。

4 このシステムはスマートフォンによる予約が基本になっていると聞いております。利用者は高齢者が多くなると思うが、スマートフォンを持っていない方への対応を考えているのか。また、スマートフォンへの専用アプリのインストールや使い方などの対応をどのように考えるのか。

5 システムでは相乗りが基本となっているが、このことについての周知は考えているのか。

6 岡山県久米南町ではデマンドによる宅配サービスも行っています。買い物難民と言われる高齢者世帯がふえていく中においては必要なサービスと思うが、そのような対応も取り入れたサービスの提供を目指しているのか。以上です。

議 長
町 長

町長。

新たなデマンド交通についての御質問にお答えします。

1点目の御質問については、本町の地域交通についてのアンケート調査結果において、将来の移動手段に不安を感じる高齢者が多い実態

を踏まえ、新たなデマンド交通の導入について、地域公共交通活性化協議会の構成団体である北海道運輸局や路線バス事業者等との協議を重ねてきたところです。その結果を基に地域公共交通活性化協議会での協議を行い、本町の地域交通に適した運行形態であることを確認しました。

2点目の御質問については、新システムによるデマンド交通の運行を令和3年度前半に試験実施しながら、自家用有償旅客運送の許認可を得て、巡回バスの運行終了にあわせ、同年10月からの本格運行を目指していきます。運行については、日常生活の足の確保の観点から、町内全域で平日の昼間の時間帯とし、利用料金については路線バス、タクシー、巡回バスの料金を踏まえ決定してまいります。

3点目の御質問については、新たなデマンド交通の導入に伴い、町内巡回バス事業は令和3年9月をもって終了となりますが、現事業者からは了承をいただいています。また、路線バスについても、バス停留場への送迎も可能となることから、路線バスの利用促進を図ることが期待できるため、影響はないと考えます。

4点目の御質問については、予約の申し込みは高齢者の利用を考えて、電話とスマートフォン等による受付を行います。また、スマートフォン上の専用アプリのインストールや使い方などについては、利用者登録の際に町担当者が対応したいと考えています。

5点目の御質問については、事業の実施にあたり町広報紙などを通じた周知とあわせて、利用者に慣れていただけるよう試験運行を実施してまいります。

6点目の御質問については、町内全域のドア・ツードア型公共交通の運行を行うことから、人と荷物を同時に運ぶ宅配サービスの可能についても検討してまいります。

4番 西股 裕司議員。

再質問させていただきます。地域公共交通活性化協議会において協議はしていたということですが、委員の中からのどのような意見が出ていたのかという部分についてお尋ねしたいと思います。1点です。

それと、2点目については試験運行していくということなので、それはいいのかなというふうに思いますが、利用料金については、バスで確かに夕張太方面まで行くのが、だいたい280円前後だというふうに聞いております。ですから、それを超えるような料金体系にはならないような形で検討をしていただきたいなというふうに思います。

それとスマートフォンの関係なんですが、高齢者でスマートフォンを持っている方の割合というのは、かなり少ないのかなというふうに思います。そういう中において、一般的な電話で取り次ぎながら進めていくということになると、本来行う形から目的からは若干ずれるのかなというふうに思います。スマートフォンでやることによって、非常に効率よく回れるという部分が、人を介してやるような形になるわ

議長
西股議員
(再質問)

けですから、ですからそういうところも、実際にマイナス面ではやはりスマートフォンがないということが出てくるのかなというふうに思っておりますので、この辺についても十分留意していただきたいなというふうに思います。

それと試験運行と並行して、巡回バスも動くと思いますけれども、これで問題等は出てこないのかなと。ほとんど今度、試験的に運行するにあたって、巡回バスというのは人が乗らなくなるのかなというふうに思うんですが、この辺についても一つお伺いしたいと思います。

それとですが、コロナ禍で非常に難しいなというふうに思いますが、先進的に行っているところで、岡山県の久米南町というところで現在宅配サービスも行って、このAIシステムを活用した形で今、進めているという話も聞いております。ですから、失敗しないような形というか、新しいものを取り入れていく中では、先進的に行っているところの視察研修等も必要なのかなというふうに思いますので、これらについても実施できるような形で検討していただきたいというふうに思います。

それと、宅配サービスを行うためには、町内の飲食店も含む各店舗との契約、これらもやっぱり必要になってくるのかなというふうに思いますので、商工会や産業振興課と連携を取りながら進める必要があるのかなというふうに思いますので、この辺についての考え方もお伺いしたいと思います。以上です。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

西股議員の再質問にお答えいたします。初めに、地域交通公共交通活性化協議会における委員さんの意見の関係でございますけれども、実は11月に開催を予定していた協議会でございますけれども、道内では11月に入ってコロナ感染者が急増したということから、開催につきましては書面協議という形にさせていただきました。書面協議をさせていただく上では、本件の経過やアンケート調査結果、実施計画、導入スケジュールなどを付しまして、広く委員さんに意見を求めましたが、特段なく素案の承認をいただいたものでございます。

2つ目の料金体系のことですけれども、現在、路線バスの区間分が170円、巡回バスが200円、タクシー初乗り分が550円でございます。それらを踏まえながら、町民の方に負担にならないような料金体系を設定したいというふうに考えております。

次に、スマートフォンにアプリを取り込むというようなことでございますけれども、予約の受け付けは高齢者の利用を考え電話によることと、それからこれからの社会の進展や若い世代の方の利用も考慮し、スマートフォンの予約を検討してございます。高齢者に関して言えば、いわゆるガラケーの携帯電話が数年後に廃止になることになっていきますので、そのことも踏まえてございます。アプリ操作を取り込む操作などは、やはり高齢者にとっては大変厄介な作業になるかと思っております。特に、導入初期については円滑に進めたいと思っておりますか

ら、利用者の登録時、またはそれ以外の平時の対応についても役場のほうで対応し、円滑に進めていきたいというように考えてございます。

また、デマンドによる宅配サービスでございますけれども今後、高齢者がますます高齢化率がふえてくると思いますので、それについては必要なサービスでありますので、状況を見ながら試行的に実施していきたいというように考えてございますし、これを推進するにあたりましては、議員言われたように商工会などと、また店舗のほうとも情報を出しながら、効果的な取り組みになるように進めたいと思っております。まずは、試行的な導入をしたいということでございます。

研修の件でございますけれども、幸いもう少し時間がございますので、引き続き、どんな形になるかはわかりませんが、先進事例などを行って、町民の方に喜んでいただけるような足の確保、事業の構築になるよう努めていきたいと思っておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いします。

議 長
西股議員
(再々質問)

4番 西股 裕司議員。

再々質問させていただきます。今までの利用者というのが、巡回バスの場合、先ほど言ったとおり農村部の高齢者が中心だったというような形ですが、一方でタクシーの利用者というのはどうなっているかということ、病院からAコープへ行くですとか、かなり近距離の利用というのが多いように、産経委員会で調査した結果の中ではあったんですが、そうなってくると町の中の若い世代ですとか、そういう方もかなりの利用者が広がるのかなというふうに思います。ここらのPRというのが、やはり広報を通じるなり何なりなんですけど、やはり誰でも利用できるんだという部分を確実に知らせていただきたいなというふうに思います。

それと、やはりコロナの関係等もありますので、車に相乗りという形になる関係もありますので、この対策等についても十分留意をした中で進められるような、何ていうんですかマニュアルというか、そういうものをつくる必要があるのかなというふうに思いますので、最後、これらについての考え方だけをちょっとお聞きして終わらせたいと思います。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

今言われました、近距離での利用も想定されるということでございます。あと、若い世代につきまして、当然小学生、中学生、子どもたちにも利用していただきたいなと思っております。塾への利用ですとか、またいろんな部分で利用していただければなと思っております。それらの情報につきましては、タイムリーに出していきたいなと思っております。

また、コロナ対策でございます。なかなか我々、運送の部分につきましては、実際にしたことのない部分でございます。先進事例もなかなか薄いのではないかと思いますので、その辺につきましては、十分慎重に調査を進めながら実施してまいりたいと思っておりますので、よろ

議 長 しくお願ひしたいと思ひます。
以上で西股 裕司議員の一般質問を終わります。
ここで、場内時計で11時まで休憩をいたしたいと思ひます。
(午前10時47分)
(午前11時00分)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。
次に、5番 志賀浦 学議員。
志賀浦議員 町長に、市街地における企業誘致政策についてお伺ひいたします。
町長は、就任時に6つの方針を示されました。新型コロナウイルス感染症対策の対策は当然のことながら、誘客交流拠点施設整備の他、病児・病後児保育、デマンド交通システムの導入、光ファイバー整備等々、ここ何年かで議会でも重要視していた施策であり、取り組んでいただき実現できることに喜んでおります。

今後は、誘客交流拠点施設とあわせて、南幌町の魅力を充実させ発信するため、新たな政策として方針を示していただきたいと思います。

夕張太地区の工業団地も商談中物件も含めほぼ完売のようであり、喜ばしいことではありますが、新たに企業立地誘致のために新規造成などは財政的に難しいことだと思います。そこで、市街地で遊休している町有地などを活用して企業誘致に力を入れていくべきではと考えます。

また、道央圏連絡道路の江別南幌間の完成時を見込み、誘客交流拠点施設の集客を核として、雇用を創出する企業誘致に取り組む必要があると考えますが、町長の考え方を伺ひます。

町 長 市街地における企業誘致政策についての御質問にお答えします。企業誘致については、工業団地以外では市街地において、スポーツセンター横の町有地に商業施設の誘致を進めているところですが、市街地における町の遊休地は、土地や道路などの形状から、事業用地として活用する考えはありません。

また、道央圏連絡道路の江別・南幌区間の開通、誘客交流拠点施設の集客を核としたまちづくりを進めるために、南16線西10番地の町有地を含めた未造成地について、今後、企業誘致を進めるための候補地として、土地所有者である北海道住宅供給公社及び北海道と協議検討してまいります。

引き続き、雇用の創出につながるよう企業誘致に取り組んでまいります。

議 長 5番 志賀浦 学 議員。
志賀浦議員 再質問をさせていただきます。ただいまの答弁の中で、南16線元大学用地かなと思うんですけど、そこを含めて、住宅供給公社の土地を含めて進めていただけるといふことで、進めていただきたいと思います。ただ、あわせて今、誘客交流拠点施設と隣接する、例えば中央通りなどは、空き地もほとんど今言われた1ヶ所ぐらいしかないのかなと思っているんですけども、それ以外にもまだ市街地を中心とし

たものをつくらなければいけないのかなと、私は思っております。その中では、例えば、第6期の南幌町総合計画、これは平成28年から平成38年までの10年間の計画なんですけども、実施計画の中で5年間、来年度で5年目に入るのかな。来年度中にはもう見直しにかかっていかなくはいけない時期なんだと思います。前期部分に関しては、ほとんど私も目を通した限りで大体事業は達成されてきているのかなと思います。今後に着手する前に、この新しい部分をまた付け加えていただければありがたいかなと。今回、主要課題に挙げられている企業誘致、賑わいのある商店街づくりというのは総合計画の中で示されてはいたんですけども、工業団地誘致は終えましたけども、市街地における賑わいというのはなかなか達成できていないのではないかなと。今回コロナ禍の影響もありますけれども、数年前から空き店舗利用とかそういうものに着手しているけれど、なかなか実績が上がっていかない。せっかくの誘客施設の集客力、年間14万ですか。そこだけではなくて全部合わせてと思うんですけど、温泉その他も入れて。でも、せっかく来るものを、中央通りとか公和通りも含めてですけど、逃がしてしまうのはもったいないのかというふうに、すごく私は残念に思っています。

その中で一つ聞きたいのは、市街地において白地になっているところ、その辺がもし分かれば。例えば今15線わかりました。16線のところにできますということで、あとまた中央通り、公和通り。あともう一つ気になっているのが、13線の奥、病院の横ぐらいですね。もともと医療福祉ゾーンという括りがあったところだと思うんですけども、その辺がよく明確に示されていないと。私もちょっと調べてみましたけども、ゾーン分けがなっていないくて、計画書の地図には出ているんだよね。土地利用基本方針図というものがあって、動線が描かれていて、そこは黄色くなっているんですけど、その辺がはっきりしないところがあるのでその辺、もし現在白地となって使えそうなところがどのぐらいあるのか、わかったら教えていただきたいと思います。

また、企業誘致の中で、これは私の考えですけど、15線近辺となれば、きつともって15線ICというのは道央圏連絡道路のインターチェンジ近くになれば、きつともって物流関係、倉庫関係というのは有力かなと思うんですけども、中央通り関係では飲食であるとか、あと物販であるとか、そういうのが基本になってくるのかなと思います。先ほど言った医療福祉ゾーン、例えば病院の裏、それから横、公園も含めるのかなと思っているんですけど、使われていない公園と私は認識しているんですが、あの辺のところも利用可能であるのかなと。条例を変えなければ難しいかなとっております。なぜかと言うと、私は、病院経営の中で今一つ動きがぱっとしないというか、思ったように数字が上がっていかない中で、前々から言っていたよう、例えば介護福祉関係の施設とかというのは、三好前町長の時に質問した時は介護保険が上がってしまうので難しいと、例えば、サ高住であるとか

何とかというのは、という答弁をいただいてしばらくしていなかったんですけども、今はそういう状況下にはないのではないかなと。もっとそういう施設で雇用を生みながら病院と共助できるような、そういう施設の誘致も必要ではないかと思うんですけども、あの辺のところで開発できるところがあるのかどうか、その辺ちょっと教えていただきたいと思います。

現在コロナ禍の中で、企業も将来の投資もままならないとは思いますが、私にはコロナ禍が終わった時点で、いち早く企業を取り込めるような先行投資していただけるような体制づくりが南幌町で必要だと思っております、その辺の町長の考え方を伺います。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

志賀浦議員の御質問にお答えいたします。現在、市街地で遊休している町有地でございますけれども、一定規模以上ということで捉えたとしたら、先ほど議員がおっしゃられた元町の6区の福祉ゾーンということで、この土地がおおむね約9,000平米、3,000坪であります。以前、みどり苑やめぐみ学園の建て替え、または、高齢者向け公営住宅の建設を想定して都市マスタープランで福祉ゾーン、他世帯居住ゾーンとしてゾーニング化したものでございます。ご承知のように、現在は具体的な計画はございません。みどり苑につきましても大規模改修を予定されているということでございますけれども、現状を聞いているのは現在の敷地内においてやられるということをお聞きしてございます。その土地または形状でございますけれども、現状の出入口は8号側からと、それと13線側の病院の裏手側の2カ所で道路幅が非常に狭く、また道路の取り付けも難しいのではないかと思います。また、住宅やみどり苑、お寺などとも隣接するために企業誘致、業種にもよりますが、一般的な企業誘致をする場合には、環境的には難しいのではないかなと考えてございます。また、介護施設、例えば社会福祉施設とか介護施設とさまざまな種類がございますけれども、先ほど議員が言われた、先ほどのサ高住、また介護施設、これらにつきましては町として雇用の部分としては当然、期待はできるものがあるかと思っておりますけれども、町民の方のニーズかあるのかどうか、その辺の見極めが必要ではないのではないかと考えてございます。

もう一つ、町の遊休地でございますけれども、中央側と言いますか、誘客交流拠点施設に近い場所と申しますか、改善センター横、15線側のニコットとツルハさんの裏手でございます。約1万平米で3,300坪でございます。ここはご存じのように、保育所とその他店舗と隣接しておりまして、企業誘致を進める場合については環境的にちょっと難しいのかなと考えてます。現在の位置づけは公共施設用地でございますけれども、あの辺の近々の現状を考えますと、これからは商業地での活用が望ましいのではないかなと考えてございます。

また、答弁の中で申し上げました新たな事業用地でございますけど

も、やはり今、南幌工業団地がおかげさまで分譲済みに近いような状態ということで、やはり町内の雇用を促進するためには、新たな企業誘致を展開する場所が必要だということは当然認識しております。しかし、市街地では一定規模以上の用地は見当たらないのかなと考えてございます。やはり企業誘致を行うためには、やはり一定規模以上で一団地的な土地の確保が必要になるのではないかと思います。そんなことを考慮しますと、南16線の西10番地の一角、全体で約30町、うち町有地分が9ヘクタールでございます。町有地以外は公社の所有地で全体が住居専用地域となっており、ご承知のとおり、公社の状況等を考えますと、調整のめどがなかなか立たないというような現状でございます。しかし、用途変更も都市計画法上、現在は住居専用地域ですから事業用地の変更には難しいところもあるかと思っておりますけれども、一部、住居を取り入れた事業用地に変更ができないか、それらについて今後、道と公社と協議を進めたいと考えてございます。私からは以上でございます。

議長
志賀浦議員
(再々質問)

5番 志賀浦 学議員。

再々質問させていただきます。今、現状を教えていただきまして、ある程度の理解はしていますけれども、なかなか、私も今言っていたニコット裏、あの辺なんかも企業誘致はできるのかなというふうに思っていました。用途を変更しなくてはいけないのかなと思うんですが。ただ、大きな企業を呼ぶだけの土地ではないということではわかるんですけども、今の現状、工業団地の中で雇用を多く持てる企業というのはなかなかないのが現状かなという認識をしています。その辺は土地用途との関係もあるだろうとは思いますが、製造業が入ってこないという状況があるかと思えます。中規模、小規模で製造業が来れば、それなりの雇用が生まれるのかなと思っています。その辺にまた規模の大きさにもよるけども、例えば、役場として力を入れていただければなと思っています。ただ単に、販売するような業者で2、3人の雇用というのであれば、またもったいないなという気がしています。また、用途変更ができれば、すんなりとできるようになればいいなと思っていますんですけども、それに関して先ほど言っていた福祉ゾーンのところ。あそこは、私も議員になってから賛成した経緯もあるので、なかなか苦しいなという、あの時にはそういう長期的な目が私にはなかったのかなと思うんですけども。やっぱり幼稚園の横の土地であるとか、例えば今使われている13線の角の信号のところであるとか、大きな土地が売られた経緯があります。売却はその時の利益になって、自立合併の時の町民負担がふえていた時だから私も賛成しましたけれども、今思うと白地の土地は残しておくべきだったというふうに後悔しています。ただ、今言われた福祉ゾーンで裏側にある、何坪でしたか大きさは忘れましたが、病院の裏側、あそこも取りつけが本当に細いですけども、それなりのことをすれば使えるのかなという思いがあるので、その辺もなかなかアピールしていけないのかなという

気はするんですよね。いつの間にか医療福祉ゾーンがばらばらになっちゃって、使っていないと。既存の今の福祉施設が改修する、しないはまだ聞いていないですけど、そういうのがあるとすれば、例えば、私は公園、今の公園の大きさがあれば、きつともって建て替えることできるのではないかと。それに関して用途変更というのはどのぐらいかかるものなのか。その辺はちょっと私も調べてもわからないですけど、公園のところを、例えば商業地ではなくして、そういう既存の建物を建てるとしたらどういう手続でどのぐらいかかるのか、その辺を一つ教えていただきたいなと思います。

また、先ほどの話に戻りますが、もう一つの指針になるのかな。南幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略というのが、1年以上前に出されたと思うんですけど、その中で町内在住就業者数、町内就業者と町外就業者が出ていまして、平成22年度で、50パーセントぐらいで半々ぐらいあったですけど、現状、こういうのは把握しているのか。もし、現状のパーセンテージがわかって、逆に言うと町内就業者をふやそうという目標値がもしあるのであれば、それもあわせて教えていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

志賀浦議員の再々質問にお答えいたします。福祉ゾーンのところの公園、用途変更した中で、あそこを企業誘致の場所に検討できないかということについては、公園の用途変更など手続きについてどうなっているのかということかと思えますけれど、都市計画法上の問題ですとか支障がございます。やはり総合計画上の扱いをする必要があるかと思えます。また、総合計画の見直しも近づいておりますので、この件につきましては、先ほど申し上げた南16線西10番地の箇所の問題もでございます。また、改善センター横の活用の部分もあります。それらも含めまして、総合計画を見直す段階において、都市計画マスタープランを見直す段階において、検討していきたいと考えております。

それと町内の従業者数でございますけれども、正確な数字は把握してございませんけれども、工業団地に限りましては、現在、町内全体の就業者数が約550名でございます。うち、町内の就業者数は70名でございます。それで、ここ1、2年で南幌工業団地のほうに7社分譲していただきました。これから立地していただきますので、それらが操業済みとなった場合には、おおむね50人程度の従業員者数がふえるのかなと思っております。町内の従業者数については10名程度かなと思えますけれども、これは企業誘致をして立地をして、後々に町内の従業者数がふえていくのかなというように考えてございます。また、先般、大手の建設機のレンタル企業の竣工式がございました。こちらの北海道支社の社長さんと懇談する機会があったんですけども、その支社長さんもぜひ南幌町の新卒の学生さんを採用したいというようなこともおっしゃってましたので現在、南幌工業団地にある程

度の操業をしていただきましたので、今後の展開に雇用創出に向けた展開に期待をするとともに、また新たな雇用の創出に向けて努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

議 長

以上で志賀浦 学議員の一般質問を終わります。

熊木議員

次に、3番 熊木 恵子議員。

町長に3問の質問をいたします。1問目 町民との対話を重視した町政運営を。10月に町長に就任され、初めての定例議会となります。三好前町長のバトンを引き継ぎ、魅力あふれる南幌町のまちづくりを進めると、6つの公約を掲げて当選されました。公約の一つひとつは今後の町政運営の中で、全力を發揮され実現に向かっていくと思われませんが、最初にその決意を伺います。

町長当選時の報道では、子どもからお年寄りまで対話を心がけていきたいと抱負を語られていましたが、どのように進めるのか伺います。過去には、行政懇談会の開催を各行政区で実施していましたが、近年は開催されていません。町民一人ひとりが住んで良かったと思えるまちづくりのためには、全町民との対話は欠かせません。町づくりでは教育、福祉、病院、交通など町民への情報提供や、例えば誘客交流拠点施設建設などについて、今、町が取り組んでいることを丁寧に説明し、町民の声を聞くことが必要です。

そこで、新型コロナウイルス感染症が収束しない中、各種行事や集会の開催が中止となっている現状ですが、具体的な町民との対話の方法や開催に向けた考え方を伺います。

議 長
町 長

町長。

町民との対話を重視した町政運営をの御質問にお答えします。町民への情報提供や町民の声を聞くことは、主要施策を町民の皆さまにご理解いただくために、必要なことと考えます。

10月26日開催の行政区長会議において、11月中旬以降における行政懇談会の開催を提案し、日程の調整を行ってまいりましたが、新型コロナウイルス感染症が拡大傾向にあるため、行政区長・町内会長からの申入れにより、やむなく行政懇談会の中止を決め、感染が収束した段階での開催についてご理解をいただいたところです。

いずれにしても、新型コロナウイルス感染症の状況を見据えた中で、開催してまいります。

熊木議員
(再質問)

再質問をいたします。私、決意を伺ったんですが、確かに10月に臨時議会がありまして、その時に町長は公約の6つを決意として語られました。しかし、本定例会、初めての定例会ということで、私は6つ全部でなくてもいいですけれども、その中で重点的に、どれを本当に力を入れてやりたいと思っているのか、その辺のことをお聞きしたかったんですけれども、もしよければそこをぜひお答え願いたいと思います。

町長選挙が10月に行われまして、町長に就任されました。その時

に、政策リーフが配布されましたけれども、私は町長の6つの公約というのは選挙公報で知りました。これも先日ですけれども、町長のリーフレットを見せていただきました。私は、今さらなんですけれども、町長選挙というのは町民に対して自分がどういう政策を掲げて4年間やっていくんだということを示す大事な機会だと思います。そういう中で、全町民にこのようにリーフを配布するとか、そういうことが必要だったのではないかなと思いますけども、どう考えているのでしょうか。

その主題であります懇談会、私は毎回毎回、懇談会をすべきだということを質問してきました。しかし、いろんな理由で開催はずっと見送られてきました。今回は、先ほどの答弁の中で、コロナが収束した状況を見据えた中で開催していくということを述べられているので、まず一つは安心しました。町民の声を聞くというのは、私たち議会も議会懇談会を毎年2か所、3か所と開いています。その中で出てくるのは、議会に対してということよりも、やっぱり行政に対する要望とか不満とか、そういうことが多々あると思います。ですから、いろんな形で工夫をして、最近が高齢化率も高まって、開催を呼びかけても人数が集まらないということは確かにあると思うんですけれども、いろんな形でやっぱり町民の声を真摯に聞くということが大前提になると思います。質問書の中にも書きましたけれども、当選された時の新聞の報道では、対話を心がけるということが報道されていました。そういう中で今までは、今までのことは言ってもしょうがないですけれども、三好町長はふるさとタウンミーティングとかそういう形で呼ばれればどこでも行きますよとか、町長室を開放してやりますよと言っていましたけれども、どのような形という中には、今までやってきたそういうことも大崎町長としては考えているのか、そこ1点伺います。

また、先日、町のホームページに、12月21日から役場庁舎ダイヤルイン直通電話番号が実施されるということが広報に紹介されていました。それも町民の意見を聞いたり、町民がすぐ知りたいことを直通で聞くという意味では、すごく良い企画だなと思いました。今、役場庁舎の改修工事が進んで、もう少しなんですけれども、町民にとって敷居の低い、信頼される庁舎として、その機能をぜひ発揮してもらいたいなと思っているんですけども、というのは私、ずっと前ですけれども、役場庁舎がもっと町民に信頼されるようにというか、そういうような形での質問をしたことがあります。せっかく今、庁舎が新しくリフォームされて、看板サインとか、そういうのも2階のところにはもうできていて、すごく見やすくなったなと思います。そういう中で町民の声を聞くというので、例えばですよ、懇談会を設けて集まってももらうことだけではなくて、役場庁舎の中で定期的にこういう何でもお話を聞かせてくださいというような、そういうふうなことをやっているような町もあります。また、広報とかに、いろんな声を寄せてくださいという形で折り込んで、それをファックスするとか、今も意

見箱というのがありますが、それをもっとこう広げるような形でやるということも一つだと思います。ですから、具体的に今のコロナ禍ではなかなかできないというのは理解できますけれども、じゃあそのコロナ少しずつ収まった中で、どういうふうに皆の声を聞こうとしているのか、そこを答えていただきたいなと思います。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

まずは、私の決意ということでございましたけれども、どんなことを重点にということでございますけれども、私の公約と掲げさせていただいたのは、子どもたちと将来にわたり、笑顔で暮らせるまちづくりを目指したいと、これを一番に掲げさせていただいておりまして、また、先般の臨時会におきましても、町の振興発展に向け全力で取り組むとともに、町民との協働、議会との議論を踏まえ、一步一步着実に進めていくなどを所信表明させていただきました。そのことは、そういうことでご承知おきいただきたいと思います。

それと、私の公約をリーフを全町民で配るべきだったのではないかとということでございますけれども、私も選挙活動の中で私自身、精一杯、皆様に私の考えを訴えかけさせていただきました。これからも、そういう機会があるごとに、私の考えはまた私も町長に就任したばかりでするので、早く私の考えが浸透していただけるように努めてまいりたいなと思ってございます。

ふれあいミーティングでございまして、これにつきましても今までと同様、実施をしていきたいと思っております。なるだけ、そういう利用者がふればいいですけど、相手もあることですが、そういう情報を多く出しながら利用していただけるような仕組み、仕組みと申しますか、体制にしていきたいと思っております。

それと、庁舎改修、これらを契機として町民の意見をもっともっと聞くような体制ということでございます。当然、そういうことを心がけていかなくてはならないと思っております。町民の意見箱も利用させていただいております。それらがもっともっと町民の声が多く届くように情報発信をしていきたいと思っておりますので、そんなことで御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

議 長
熊木議員
(再々質問)

3番 熊木 恵子議員。

再々質問いたします。ただいま町長のほうから、対話とかそういうものも心がけていくということで、ふれあいミーティングもやっていくという方向ですという答弁がありました。私は思うんですけども、やっぱり町長がいろんなことを思っていることを発信して、それに対して皆さんから意見をもらうというのも当たり前なことなんですけれども、例えば今回、誘客交流施設のことが、先日の議会の意見というところにもありました、賛成意見も反対意見もあります。私、今まで例えば町立病院が今、現在は頑張っているんですけども、一時すごく大変な時期もありました。そういうときに今、南幌の中でどういうこ

とが問題が起きていて、例えばその病院に患者が減った、医師の関係とかもあって減った時がありました。そういうときに、やっぱり現状を町民に率直に伝えて、ぜひ町立病院に足を運んでほしいんだということをそういうメッセージを町民に伝える。そのことによって町民がそうか、町は今そういう状況なのかということを知っているいろんな協力の仕方とかを考えていくということが、まちづくりと一緒にやってくという要だと思えますよね。誘客交流施設も、やっぱり広報でもいろいろ発信してきていますけれども、いまだに町民の中には全く知らないとか、そんなことが決まってしまうんだという意見もあります。ですから、大事なことを伝える。その時に町民の意見を聞く。それを今、取り組むということでしたけれども、毎回毎回やっていくということは本当に大事だと思います。近隣でも、ここ数年の中で近隣の町長さんが新しくなりました。その新しくなられた町長さんも、やっぱり住民の声を聞くことが大事だということで、新聞とかにも何か所とかで懇談会をしているということが報道されています。ですから、うちの町も大事なことですし、今子育て世代がふえてきていることで新しい層の意見を聞くとともに、やはり古くからというか南幌を支えてこられた方々の意見もぜひ聞いて、どういう町を今後目指していくのかということ、やっぱり町長が自分の言葉で語りながらそういう意見を聞く、それをぜひやってほしいと思います。

今、このコロナがちょっと落ちついた中でということですが、各行政区全部でやるというふうに考えているのでしょうか。それから、各行政区の中でも、なかなか集まってこないところもあるかと思いますが、行政区長さんとか、いろんな方、地域の方の力も借りながらやっていかれると思うんですけれども、その辺の考え方というか、決意というか、そこを伺います。

町長。

今、熊木議員から言われたメッセージをということで、私、町長に就任したばかりですので、これからはそういうことに心がけていきたいなと思っております。

それと、誘客施設の関係でございますけれども、町としては情報を遅れないように発信をしているつもりでございます。それで、全く知らないというような町民の方もいらっしゃるのかなとは思いますが、町としては現状、何か決まったときに、その都度その都度タイムリーに、また町民の声も御紹介しながら伝えていくつもりでございますので、町のほうとしてはそういうスタンスで、今までもそういう情報発信に努めていきたいというふうに考えてございます。

行政懇談会の件でございますけれども、私が10月5日に登庁させていただいて、10月26日に行政区長会議がございました。私も変わったということですので、本年中に実施をしたいということで行政区長・町内会長さんをお願いをさせていただきました。それで、行政区長さんのほうからも御理解をいただいて日程調整をしてまいりまし

議 長
町 長
(再々答弁)

た。一部、日程調整が整ったところもございました。しかし、11月に入って道内で感染者が急増したということから、町内会長・行政区長さんからの開催の懸念の声、町としても感染対策を徹底しなければならないことから、ことしについては止む無く中止にした経過でございます。当然、今回こういうことで止む無く中止をしたということでございますので、このコロナが収束した後、また来年になろうかと思えますけども、また開催時期のタイミングもでございます。そんなことも行政区長さんとも相談しながら、来年には実施をしたいというように考えてございますのでご理解いただきたいと思えます。行政区につきましては、当然全行政区の区長さんをお願いをしました。また、時期についても同じように考えてございますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

熊木議員

2問目に移ります。

2問目は、新型コロナウイルス感染症についてです。新型コロナウイルス感染症が猛威をふるい、道内の感染者も大幅に増加しています。札幌市への外出の抑制やマスクの着用、手洗いの励行、換気など感染予防を徹底し注意するよう呼びかけが行われている現状です。全員協議会の中で、対策について町の説明などがありました。あくまでも岩見沢保健所が一括して情報収集しており、北海道は本人から同意を得ていない情報の公表はできないとの説明に終始しています。町立南幌病院では、症状のあった場合の電話による相談や専用診察室の設置に伴い、診察が受けられるようになり、町民にとって命を守るための大きな役割を担っていると感じます。情報が示されない中で、町内でも感染者が発生したとのうわさが広がり、正しい情報を知りたいという町民の声が多数寄せられています。個人情報やプライバシーの保護、感染者や家族に対する非難、攻撃などが全国で起きていることを考えると、情報を公開できないとの説明も理解できますが、不安を感じている町民に対して、情報の提供を検討すべきではないでしょうか。

そこで次の4点について伺います。

- 1 町民からの相談や意見などの件数とその内容は。
- 2 予防に関する町としての具体的な取り組みは。
- 3 インターネットを利用できない町民への情報提供の方法は。
- 4 新型コロナウイルス感染症による経済不安に対する町の支援策は。

議 町 長

町長。

新型コロナウイルス感染症についての御質問にお答えします。新型コロナウイルス感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律において指定感染症と定められ、あわせて国、地方公共団体、国民それぞれの責務として、感染症の患者等の人権を尊重しなければならないと規定されています。そのことから患者個人の意思や人権を尊重し、同意を得た場合に限り北海道が公表しているものであり、個人情報の取り扱いには、法令に基づく慎重な対応が必要であ

ることをご理解願います。

1点目の御質問については、相談件数は15件で、内容は、施設等の感染予防対策や本町における感染の状況などが主なものです。

2点目の御質問については、町では本年2月以降、対策本部会議を随時開催し、感染症予防対策に取り組んでいます。特に、北海道の緊急事態宣言発令以降は、小中学校等の臨時休業、公共施設の休止、町立病院での外来の発熱者隔離対策、高齢者へのマスクの配布、公共施設の消毒の徹底など、町民の安全を第一に考え予防対策を実施してきました。引き続き、集中対策期間における新北海道スタイルの実践の周知、飲食店への実地指導など、感染リスク回避に努めてまいります。

3点目の御質問については、町民に対する感染症予防への取り組み、町内公共施設の開設状況、各支援制度等について、ホームページのほか広報誌、新聞折り込み、防災無線、地デジ広報、健康教育事業などにおいて、適宜情報の提供を行っています。

4点目の御質問については、国が実施する支援対策のほか、社会福祉協議会での生活福祉資金等の相談、町における町税の徴収猶予や各種保険料の減免、子育て世帯、妊婦、ひとり親世帯、大学生等に対する支援を行っています。

事業者に対しては、国が実施する事業継続に必要な支援のほか、商工会等での運転資金借入相談の実施、町における地域経済の状況を踏まえた企業要請の上乗せ支援、運転資金借入金の無利子化、飲食店応援チケットの販売や子育て応援チケットの発行などの支援を行っています。

また、道内の感染拡大に伴う影響に対する緊急支援として、飲食店経営継続支援金事業を実施するため、本定例会に補正予算を上程しています。

今後も、感染リスクを回避する行動への取り組みや、町の支援などについて周知を行い、国・道における対策を注視してまいります。

3番 熊木 恵子 議員。

再質問いたします。ただいま答弁いただきました。1番目の相談件数は15件ということでしたけれども、その内容について、施設等の感染予防対策や本町における感染の状況などが主なものということですが、具体的にどのような内容だったのか、もう少し詳しく答弁いただきたいと思います。

10月の全員協議会の中で、北海道の状況や空知総合振興局の発生状況などが報告されました。町内では、その頃、もう複数人の感染が出たらしいと情報が飛び交ってしまっていて、正確にはわからないため、やっぱり町民もすごく大きな不安を抱えていたと思います。私のところにもそうですけれども、他の議員のところにも町民から電話がきて、どうなっているんだということが多数の議員からも話されていました。その中で、私も含めて他の議員からも出されたのが、例えば防災無線で情報を提供とか注意喚起してはどうかということが意見出され

議 長
熊木議員
(再質問)

ました。しかし、その時はやっぱり説明不足というか、逆に誤解を生むのではないかという答弁がされました。その後で北海道でどんどん広がったという中で、北海道の感染予防ということでチラシが配布されて、それから放送でもされるようになりました。その放送の時に私は、南幌町としての取り組みというところを、やっぱり付け加えるべきだったのではないかなと思うんですよね。それによって、北海道の情報だけが、ただ毎日放送で流されるだけではなくて、その時に可能であれば、やっぱり南幌町では何名というか、発生しましたと。それで、特に南幌の場合は、札幌との往来というか仕事で行くとかいろんな形で危険を伴うということがすごく皆さんそれを心配されるので、正しい情報が知りたいということが多かったと思うんですよね。今、町の中で感染者がいるということがわかれば、やっぱり不要不急の外出というか、あした行こうと思ったけれども、それは取り止めるとか、今まで以上に手洗いとかマスクとか、そういうのは徹底しようというふうに思うと思います。だから、何とかその不安を解消するために公表する、公表というか、今正しい情報を提供するということが、今思っても必要だと思います。

その後で、11月9日に本町の職員で感染者が出たということで、これは報道機関に説明する前に議会議員には説明がありました。職員だから報道機関にそういう形でしたのか、やっぱり一般町民の場合はそういうことは本人の了解が得られないということなのか、その辺の区別がちょっとわからないです。ですから、やっぱりどなたであっても命を守るというところでは、町民の命を守るということは大事なことで、そのために不安を抱えていることに対して真摯にやっぱり町のほう向き合って提供すべきだと思うんですけれども。今、けさの新聞ですか、そのけさの新聞の中でもまだまだ感染がすごく多いということで載っています。急増しているということを、町としてはそれをどのように町民に伝えて、どのように注意喚起を促していくかということがますます大きく求められていると思います。そこのところを、ちょっとくどくど言いましたけれども、公表がなぜできないのか、そこちょっと1点伺いたいと思います。

また、今までの取り組みを先ほど答弁でしていただきました。南幌は私、いろいろ学生支援だとか、商店街のデリバリーのことだとかいろんなことを早くから取り組んで成果も上げているし、それを本当にやっていることに関して感謝もしますし、大学生で本州に行っている子どものお母さんから、南幌がこういうことにすぐ取り組んでくれてすごくありがたいということ言っていました。だから、そういう本当に評価できることもたくさんあります。その中で、商店街の支援とか、いろんなこと、今新たにまた出てくるんですけれども、具体的に相談はそこのところはないのかもしれないですけれども、今経済的に商店街だけではなくて、一般の方もパートを失ったとか、あと学生もこれ以上学校には行けないということで休学届や退学届を出してい

るという人もすごくふえています。そういう意味では、町民に対する、その経済で大変な思いをしている人に、何か具体的にその支援策を考えているのか、それを伺いたいと思います。

あと、町立病院のホームページとか町のホームページとかを私、見ますけれども、町立病院のホームページはすごく丁寧に書かれていて、その医師の言葉とかも書かれていて、やっぱりすごく読んだ人が逆に勇気づけられるというかね、そういうようなことも思います。ですからそれを今、皆が皆ホームページを見られるということではないので、それを何とか工夫して伝えるということが必要ではないかなと思います。いろいろこう取り組んで成果も上がって、取り組みはすごくいいことなので、それをさらに進めるという意味からも、そこの工夫をぜひ伺いたいと思います。

また、町でできることというか、注意喚起というのでは北海道のでもやっていますし、チラシとかもいろいろ載っています。そのところで先日、月形町でエコバックとかマスクケースというものを作って、感染予防に一役を買っているということが新聞に載っていました。いろいろな取り組みは各町村で考えてやっているの、うちが何もしていないということをさっきから言っているわけではなくて、例えば月形町のこういうのを見たときに、そうか町はやっぱりこういうことをしながら、町民を本当に守るといので動いているんだということが感じられるのではないかなと思います。ですから、こういうことも参考にしながら、何か町民に対する支援というところをぜひ検討してほしいなと思います。

もう一つなんですけれど、社会福祉法人の南幌の理事長さんが、コロナに負けないという新聞のシリーズの中で訴えられているのが、行政はリスクの情報を早く知らせしてほしいということが出されてきました。そのような時に、私が町民がやっぱり知りたがっているところと、また社会福祉、弱い方を見ている法人というのは、本当にそのコロナがそこで1人でもできれば、たちまちクラスターがたくさんになって大変なことになるということで、いろいろ自分たちでできることは可能な限りやっているということを書いています。そして、町内の、町内外の感染情報を早く知ること、もっとできることがあるのではないかとということも載っています。このような声に対して、私が今ずっと町民のことを言ってきたんですけれど、そういうことに対してどう本当に町が向き合うのか、いろいろ保健所の縛りがあってできないことということを言いますけれども、できることは何なのかというところで具体的な答弁をお願いしたいと思います。

議 長
町 長

町長。

いくつか御質問をいただきました。最初に具体的な相談内容につきましては担当課長のほうからお答えをし、その後、私から答弁をさせていただきますのでよろしく願いいたします。

議 長

保健福祉課長。

保健福祉課長

相談件数につきましては15件ということで、内容ですけれども令和2年10月10日ぐらいから10月いっぱいの中で15件でございます。その後につきましては、11月は全くございません。その後、12月に入りましてから、こちらには載せてはいませんが1件ございました。内容といたしましては、あいくるの浴場での感染予防対策はどうなっているのか。あと、飲食店を経営されている方から、飲食店での対応について。そちらが1件ずつです。あと、感染への不安について3件。感染者の発生の状況を知りたいというのが10件でございます。内容につきましては以上です。

議員お話しされておりました感染者の発生状況について知りたいという部分につきましては、以前もお話しさせていただきましたが、公表しないんですかというような声もございましたが、感染者が発生したとか、しないとかの公表はできないことになっておりますので、その旨のお話をさせていただいております。以上です。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

それでは私のほうから、まずは感染者の公表の件でございますけれども、全員協議会の中でもお話をさせていただきましたけれども、感染症の患者に関する情報は法律に基づきまして、都道府県がその情報、実態を収集して公表することとなっております。公表内容の決定についても同様でございます。したがって、本町における感染症患者に係る情報は町が独自に公表することはできず、感染者の同意を得て北海道が公表する内容をもとに、町民にお知らせすることしかできないことをご理解いただきたいと思っております。政令市や中核市、一定規模以上の保健所を有する市を除いては、他の市町は同様でございます。なお、市町村職員が感染した場合は、自治体の責務において公表しております。公表についてはそういうことでございます。

それと、町の経済対策でございますけれども、経済対策、支援対策については国、道が行う部分、そして町においても地方創生臨時交付金などを活用し、十分ではございませんけれども、今まで町としてできる範囲で、また遅れを取らないように議会とも適時相談しながら実施をしてまいりました。今後も、現在の状況を鑑みますと雇用の不安定化、さらに生活困窮者の増加などが懸念をされてございます。現在国において第三次補正の議論がされておりますけれども、その中で雇用調整助成金や小口融資制度の延長、そして、ひとり親家庭への追加支援などが見込まれてございます。町としましては、第三次補正予算のフレーム、そして予算規模、配分に注視しながら、必要な支援につきまして今後遅れることなく検討してまいりたいと考えてございます。

それとインターネットを利用できない方への情報提供でございますけれども、これにつきましては、今までもやっておりますけれども、広報や折り込み、防災無線を活用すると。そして、高齢者宅への訪問やまたは電話によりまして相談、感染指導対策を行ってまいりたいと考えてございます。それと、月形町でも独自の取り組みを行って、当然

それらは否定するものは何もございません。公的な取り組みにつきましては、他の先進事例などを参考にしながら、本町においても検討してまいりたいと考えてございます。

それと、めぐみ学園の理事長さんの新聞の記事がございすけども、実際にどのような経過があってお話しされたのか、または記事が掲載されたのかがわからないので、今はここでお答えすることはできませんけれども、入所者50人、通所者が10人の日ごろの感染対策、管理運営、施設の運営につきましては極めて大変だと思いますので、その辺についてはそのようなことで出た情報につきましては、できる範囲での情報提供は行ってまいりたいと考えております。

議 長
熊木議員
(再々質問)

3番 熊木 恵子 議員。

再々質問いたします。公表できないというところではずっと同じですね。法にのっとってというところで今言われていて、先ほど相談15件の中でも、不安だっているところで3件あったという課長の答弁でした。やっぱり、その不安にどう向き合うかというところだと思うんですね。私たちは議会、委員会とかそういう中である程度の報告を受けたり、公表できないという意味の報告も受けています。しかし、町民は全くそういうことは知らないのか、何でそれを教えてくれないのかとか、どうなっているのかというところで、うわさがうわさと呼んで、本当にすごい人数になっていたり、小学校で出たとかいろんな形で広がっていくんですね。やっぱりそれを止めるには、可能な限りと先ほど町長最後におっしゃいましたけれども、やっぱり可能な限り今の現状を伝えるということが責務ではないかなと思います。それができないのであれば、やっぱり広報なり放送を通じて、町は法にのっとって一切公表することができませんということを町民に示すべきではないかなと思います。そうしない限り、いつまでたっても不安が不安を呼んで、うわさがうわさと呼んで、蔓延するという形になって決して良い状況ではないと思います。その辺についての考えを伺いたいのと、町内には福祉、先ほどめぐみ学園というのを出示されましたけれども、そういう福祉関係とか病院とか、いろいろとそういうところがあります。そこに対しても町としては一切その情報は伝えていないということでしょうけれども、そういう個人病院も含めて、そういった団体のところの苦労というか、そういうところを町は共有するという考えというか、そういうものはあるのかどうか、その2点伺います町長。

議 長
町 長
(再々答弁)

町民の不安にどう向き合うのか、当然、不安には真摯に向き合わなければならぬと思っております。しかし、法律で公表については本人の同意が得ないものを公表することは、法律でできないということになっておりますので、そのことについては、町として法律を無視して公表することはできません。あくまでも道の公表に基づいて公表することとなっております。その方向、スタンスは変わらないのかなと思います。

それと、町民からのそういう不安視する問い合わせが多いということで、10月に相談があったときには、その相談件数の中にそういう声があったということは聞いてございます。しかし、現在そのような問い合わせはほとんどございませぬ。2つ目でございますけれども、福祉関係団体に一切情報は出さないのかということでございませぬけれども、感染者に係る場合には本人の同意がいただけない場合は出すことはできません。これについては同じです。また、団体の御苦勞はということですが、先ほどめぐみ学園の施設の運営、感染対策については大変ご苦勞されているということは申し上げたとおりでございます。他の団体、医療機関に対しても同じでございます。以上です。

議 長

ここで昼食のため、1時半まで休憩いたします。

(午後 12時07分)

(午後 1時30分)

議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

午前に引き続き一般質問を続けます。

3番 熊木 恵子議員。

熊木議員

3問目の質問に入ります。指定管理者制度と町の責任について。

町の公の施設に係る指定管理者の条例が施行されており、公の施設に23箇所が、施行規則に基づき運営されています。その中の、三重湖公園及び都市公園の管理について伺います。

近年、キャンプ人気が高まり、自然豊かな三重湖公園が賑わいを見せています。ことしは、新型コロナウイルス感染症が増加している間も、週末や夏休みなどに公園を利用する町内外の人が大勢訪れました。野外とはいえテント同士がかなり接近し、三密の影響の懸念や駐車場の混雑、3号道路やリバーサイド公園側の路肩帯も違法駐車が多く見られました。昨年までの通常時と違い、他地域のキャンプ場が人数制限をする中、この公園には多数の人が集まり、もし新型コロナウイルス感染症が発生したら大変な事態になるのではないかと危惧しました。

現状の三重湖公園は受付の上、利用するようになっていますが、大人数が一気に来たときは管理人の業務にも支障を来すと思います。万一、事故があった場合、自己責任だけでは済まないことも予想されます。指定管理者側だけの責任ではなく、町として公の施設であることを考慮し対策を講じるべきと思います。

施行規則第8条には、公の施設の維持補修に係る責任分担及び公の施設の管理に伴い取得した物品などに関する事項、損害賠償に関する事項が定められていますが、事故が起きてからでは遅いと思います。三重湖周辺の点検と混雑時の人的応援などについて指定管理者と協議し、町の規則の見直しなども早急に検討すべきと思いますが、考えを伺います。

議 長

町長。

議 町 長

指定管理者制度と町の責任についての御質問にお答えします。町内

には3カ所のキャンプ場があり、近年、利用者が増加しています。特に本年は、新型コロナウイルス感染症により、約1カ月半キャンプ場を閉鎖しましたが、6月の再開後は多くの方の利用があり、昨年約1.6倍、1万7,000人以上の方が来場されました。

キャンプ場については、指定管理者が管理していますが、町としても状況を把握するための週末のパトロールや注意看板等の作成設置を行っており、指定管理者との情報共有や地域との連携の下での運営としていることから、人的支援を含め管理業務に支障がないことを確認しています。

また、施行規則の見直しを検討すべきとのことですが、規則は公園でなく全ての指定管理者が町と協定を締結する手続などを定めたものであり、実際の施設管理の内容に関しては、業務の内容及びリスク分担を定める協定書及び仕様書において、役割分担を定めることから、今後も利用者が安心して利用できるよう、指定管理者と協議しながら適切に管理してまいります。

3番 熊木 恵子議員。

議 長
熊木議員
(再質問)

再質問させていただきます。ただいま答弁をいただきました。ことしのキャンプ場の利用状況、これは先ほど監査委員の報告の中にもありました。8月に担当課へ状況を伝え、至急検討すべきではないかと行きました。毎週毎週、本当に人数がどんどんふえて、テントが本当に重なり合っている。それからひどいときは車を、三重湖公園のほうは車をなかなか止められなくて何回も回って、これで急に道路のほうにぱっと入るのですごく危険の状況とかも見受けられました。また、3号道路のところも、例年だと、そこにデイキャンプみたく釣りをする人がちょっとテントを張るぐらいでいたんですけども、ことしはその3号道路のところもびっしりテントが張っている状況そしてリバーサイド公園側は、本来ならば駐車禁止になっていて、荷物を下ろしたら速やかに駐車場のほうに入れるというふうになっていて、管理人さんもその声がけはしているようなんですけども、やっぱり1台止めると次々に止めて、本当にそこもびっしり止めているような状態でした。車を止めているところから、小さい子どもとかが突然飛び出したりして危ないというような声も聞かれました。そういうことで、担当課に話に行ったときに見回りと、先ほど答弁にもありましたけれども、その状況をつかんでいるのかということで問い合わせをしました。そうしたら、担当課は毎週見ているということとか、管理人さんからも話を聞いたりしているということも話されましたけれども、やっぱりあのまま、あの状態で放っておくのは危ないなと私は思いました。野外とはいえテントが本当に密集しているという中では、コロナが出てしまったら、南幌町三重湖公園でコロナ発生という形でニュースになりますよね。そうなったときに、やっぱり町としても大変ではないかなと思ったので、対策は早く講じるべきだろうと思いました。

その時に何点か提案させてもらったんですけども、公園に来て受

付をしてテントを張るという形でやっていて、中には全く受付もしないでテントを張るというのがことしは見られたようです。それで受付をした人には、受付をしましたということでテントのそばに何か受付したというような証明というか、そういうものがわかるように、立てかけるような看板を作るとか、そういうこともすべきではないかということとか、あと交通整理、他のいろんなキャンプ場とか、キャンプ場だけでなくイベントとか何かをするときには交通整理とかを、その時だけ人員を配置しているというところも見られます。だから、それも必要ではないかという話もしました。その辺で、検討してどうだったのかということをお伺いします。

また、規則というか、その公園の管理規則というかそういう中で、三重湖公園のところは、花火とかそれから火を使うということも割と自由というか認められているんですね。それで花火をしても、結局テントがくっついているので、そういうときにも、何か事故とかが起きたときにも大変ではないかなと思いました。

それと、例えばその月形公園とかのキャンプ場は100組でもう締め切りというか、そういう形で、行った人はもうそこに看板がかかっている、きょうはもう100組を超えましたというので利用できなかったという声もネットとかには載せられていました。ですから、いつもの時以上にやっぱり今回はその状況を把握して、緊急的な措置を取るということが必要だったのではないかなと思うんですけども、そこについてのお考えも伺います。

また、23カ所の指定管理ということで、それは全てを見直せというのではないですけども、管理者側と話をしながら、その検討すべき事項というのは、その期間内のところでどの程度というか、指定管理を例えば5年間とかと結んだときに、毎年そこで意見交換をしたり、そういうことをやっているのか。その必要性があると思うんですけども、その辺についても伺います。

あとは、今回は今まで利用している方は割とごみの始末とか、そういうものはきちっとやられていたようですけれども、ことしは例年になく、新規でというか初めて利用する方とか、そういう方もすごく多かったみたいで、マナーの問題とかもいろいろ直売所の方とかはすごく気にしていました。それで、マスクとかも全くつけないで店に出入りしたり、それからその店の前のところで花火をやったりとか、大変危険な思いをしたということも聞いています。その辺の聞き取りというか、そういうのも、ぜひしてくれるようにと話しましたが、その辺ではどうだったのか、それも伺います。

指定管理ということで預けているんですけども、やっぱりこういうときに、何か事故が起きたりとかというときの町の責任というか、その辺についてはどのように考えているのか、伺います。

議 長
町 長

町長。

初めに、検討ですとか聞き取りの結果については、担当課長からお

(再答弁)
議長
都市整備課長

答えし、それからの答弁とさせていただきます。

都市整備課長。

8月に議員が来られて、いろいろ意見をいただきました。その検討結果はということですが、まず、コロナ対策については、受付時に指導をして、三密にならないようなテントの張り方をしてくださいという指導しております。また、受付をしていない人がいるのではないかとということに対して、テントに目印になるようなものを建ててはどうか、あるいは混雑時の交通整理員の配置、そのことにつきましてはず、町のキャンプ場というのは、どこからでも入れるようなキャンプ場でして、24時間管理人が常駐しているわけではないこと。それと、テントを張る場所はすべてフリーサイトで自由に好きな場所に張れるということから、完全に規制をすることは困難な状況になっております。確かにことは非常に来場者が多くて混雑したんですけれども、指定管理者とも協議はしたんですけれども、完全に規制することはできないということから、ことしの対応は見送りました。来年度について、状況を見ながら再度検討したいというふうに考えております。

また、花火などの件ですが、以前ちょっとトラブルがあったものですから、ことしは花火、たき火などそういったものは禁止しております。

それと見直しの件なんですけれども、これは指定管理の更新が5年ごとになっておりますので、その都度見直しを行っております。これは協定書、仕様書、いずれにおいても見直しを行っております。その見直しをまた、指定管理者とは毎年その年の管理状況の報告を受けて、いろいろ意見ももらっているものですから、指定管理者とは毎年協議は続けております。

また、ごみの件につきましては、これは管理人に聞いたところ確かに人が多くなって、ごみを置いていく件数は若干ふえているとは聞いてはいるんですけれども、極端に始末に負えないほど、ごみの量が増えたということはないというふうに聞いております。

いずれも指定管理者とは常に協議をしておりますけれども、指定管理者の考え方もあるものですから、随時協議を進めて管理をしていきたいというふうに考えております。

町長。

初めに、かなり密になっているということですが、何組かのグループで来られている場合もあり、その場合は、好んでグループ同士が接近するというようなケースも多いのかなと思います。また、駐車場の混雑ですが、混雑する時間帯だとかあろうかと思いますが、今のところ駐車場におけるトラブルや事故がないものと確認を町側ではしております。それと違法駐車でございます。ことしは実際に、駐車すべきではないところに駐車をしているケースがありまして、熊木議員と担当課とのやり取りのことだと思いますけれども、ローピングや看板を設置しておりますけれども、そのローピングを外して駐車を

議長
町長

すると。1台駐車をすれば2台、3台、4台とそれに続いていくような傾向があると。これに対してもやはりマナーパトロール、看板設置などを根気強くやっていくことかと思えます。

それと事故があった場合の責任の関係でございますけども、どのような事故で、どんなことを気にしているのかわかりませんが、管理側に特別な瑕疵がない限り、当事者同士の責任になると考えております。

あと、混雑時の人的な部分でございますけども、混雑時における人の配置だとか、不足につきましては指定管理者であります三重管理組合側で対応していただくこととなります。これは、そういうような指定管理者制度になっています。そんな中で、例えば現行の指定管理料では、管理人をふやすことなどで不足し必要とする業務ができないということになれば、指定管理料の見直しなどが必要になると思います。

また、入場者の制限でございますけれども、議員言われたように、月形町ですとか新篠津村のキャンプ場へでは、ことし入場制限をされたということを聞いております。先ほど課長が申し上げましたとおり、24時間体制ではないということと、また周囲が囲われていないということ、出入口が1カ所しかなければいいですけども、そのような環境面もあります。しかし、ことしの状況を鑑みまして、入場者の制限につきましては、そのことを踏まえつつ、利用者が安全に楽しんでいただけるためにも検討する必要があるのかなと思っております。

いずれにしても、利用者のマナーが一番大事であると思っておりますので、看板の設置、呼びかけなど根気強く行っていきたいと思っております。

3番 熊木 恵子議員。

再々質問いたします。今、三重湖公園の位置づけというか、他のキャンプ場と違ってゲートがあるとか、そういうことでないのでどこからでも入れるというのは、確かにそうですよね。例えば、テントを張る場所も自由にとというか、空いているところに張るということなので、最近では入口のところ、レークハウスに向かって右側のところもびっしり張っていて、そういう形でそれを管理人が許すからそういう形になるのでしょうかけれども、だからその辺、他のキャンプ場のように、例えば区画を何かつくるとか、そういうようなことは管理人との協議の中でやるということとかはできないのでしょうか。先ほど5年間、例えば指定管理が5年となったときに、その1年、1年その報告をするという義務があるということでしたけれども、その5年間というそういうのだけでなく、毎年その報告を受けながら、問題点とかこの辺はどうなのかとか、何かそういうこと、そういう協議は必要なのではないかと思うんですけども、その辺のことについて伺います。

それから、レークハウスが教育委員会の管轄で、公園が三重管理組合、それから、リバーサイド側はもう一つ違いますよね、建設業協会ですかね。そうやって、入り組んでいるというか、その分野も違って

議 長
熊木議員
(再々質問)

いるというところもあって、その辺もちょっといろいろ大変なのかなと思うんですけども、三重湖公園側とそれからそのレークハウス側、向こうのほうはロープを張ってここからはもう駐車できないというふうに普段はそういうふうになっていて、そのロープも見えているんですよね。だけども、もう止めちゃったら全く見えない状態ですよね。そうしたらあそこの道路は本当に車1台が交差するのも大変なぐらい、片方が寄せないと交差ができないという状況で、結構あの道路は工事関係の人とかが通られるんですよね。そういう中で、本当に事故が起きたら遅いなというふうに、時々あそこを歩いて思います。それで、先ほど、事故についての責任というのは当事者とおっしゃいましたけれども、やっぱりそういうところで事故が起きたときに、その自己責任とかそれだけではなくて、やっぱり町も関与とか何かかわってくるかと思うので、だからなおさら管理者との話し合いというのは大事になってくると思います。今までだとすごく賑わって、南幌がこんなふうに賑わってすごくいいなというふうに思っていたんですけども、ことしに限ってはやっぱりコロナの関係、そしてこれがすぐ収束するとも思えないような勢いでずっとふえているので、今はさすがにこれからは冬ですから、テントを張る人いないですけども、やっぱりもう少し早くにそういうのを察知して、協議をして、何らかの形の方針を方向示すべきだったのではないかなと思うんですけども、そこのところはどういうふうに考えているのでしょうか。

それから混雑時に人をふやすとかそういうのも、先ほどは例えば三重管理組合だったら管理組合の中で話し合っ、必要な人数をそこで手配するとかということをおっしゃっているのですか。そうなるとうると、三重管理組合だとある程度の人数で請け負っているけれども、リバーサイド公園側のところは、そういうところもその人をふやすとかいうのもできる状態にあるのかどうか、その辺についてもどういうふうに考えているのか伺いたいです。

あと、指定管理を結ぶというところで私、以前同僚議員と一緒に、長野県の本曾町の温水プールの指定管理のあり方のところで視察したことがあります。その本曾町では、温水プールをつくるにあたっていろいろ公募して、ちょっとこことはまた違うんですけども、いろいろこう応募してもらって、そこで決めていくという時に、やっぱり町民の利益とか町民のためにということで、すごく細かい規定を結んでやっていって、その指定管理のあり方はやっぱりここまできちっと町が指針を持つということが大事だなということを学んできたんですよね。ですから、これからまた指定管理を5年間とかと更新して変わっていくと思うんですけども、そういうときに指定管理のあり方というものを少し調べて、良い形にしてほしいなと思うんですけども、その辺についても考えを伺いたいです。

議 長
町 長

町長。

まず、三重湖公園でいろんなところでテントが張られていて、安全

(再々答弁)

対策がされにくいような状況にあるということだったと思いますけれども、三重湖公園の形状を思い浮かべていただければとわかるかと思うんですけども、区画割りをできるスペースというのは、それほど多くないです。ですから、本当の平坦な部分と、そうでない部分があるわけですけども、もともとそういうことで区画割りはされておられません。一方で、そういうようなフリーなサイトを好んでいる利用者が多いという現状がございます。そんな中で、区画割りをするとある程度スペースが限られてしまうと。また、サイト数もかなり限られてしまうというようなことで、現状では、今の形でかつ安全な方法で利用していただくのがいいのかなと思っています。

それで、事故のこととございますけれども、特別な限りにおいては、例えば事故を誘発するなど、そういう特別な瑕疵がない限りは当事者の責任になります。

それと、早くそういう方針を示すべきだったのではないかと、対策をとるべきだったのではないかとということで、本年につきましてはコロナ禍で自粛の状態が続いていました、8月、9月に入って一気に入場者が多くなって、それに伴いパトロールをして緊急的な対応を講じたということとございますので、来年につきましては、ことしのように入場者が来場されるということで、そういうことを鑑みて早めの対応、協議をしてまいりたいなと思っています。

それと、指定管理者のあり方とございますけれども、議員が視察された所では協定書がどうだったのかわかりませんが、指定管理者との間には契約と協定書、仕様書など細かくしたものがございます。そちらのほうでかなり細かいリスク分担なんかも記載してございますので、今の現状の町にとってはそれで十分やっていけるのかなと思っていますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

熊木議員

担当課と管理者との話し合いの中で、いろいろ話し合ったと思うんですけども、その辺での意見とかはどんなものが出たかと、ちょっとさっき聞いたんですけどそれについての答弁はありますか。

議長
都市整備課長
(再答弁)

都市整備課長。

我々も、毎週現地をパトロールして把握しておりますし、意見もすべて指定管理者側に伝え、我々と協議しております。その中で、すぐに対応できることしは難しいかと。それらを含めて検討をしているというような状況でございます。

議長

以上で熊木 恵子議員の一般質問を終わります。

次に 9番 川幡 宗宏議員。

川幡議員

私は、町の住環境整備と雇用の創出に向けてということで、町長に質問いたします。このたびの町長選挙において大崎新町長は6つの柱を公約に、多くの町民の支持を受け、見事に当選の栄を勝ち取られました。

実績ある三好前町長の全面的後継者として、本年度は前町長の町政執行方針を継承し、次年度から新たなまちづくりに取り組む町長に、

町の住環境整備と雇用の創出に向けてと題し伺いたいと思います。

私は、コロナ禍の中、南幌町として生き抜くためには、町民、議会、町政が心一つにして、この難局を行財政改革・財政基盤の確立を実行しなくては、南幌町の将来は開かれないものと考えております。

この定例会後、新町長として初の事業予算に取りかかるとは思います。選挙公約にありました6つの柱を基本に、将来を担う子どもたちに故郷といえる町、町民誰もが安心して暮らせるまちづくりを実現していくため、将来構想を見据えた新年度予算案が提出されることを期待いたします。

そこで、誘客交流拠点施設建設に向け、私は、将来南幌町に移住してくれる人や現在居住している人たちのために、住環境の整備や雇用の創出を考慮した施策を模索し、今まで先送りしている事業や施策を洗い出し、住民目線で優先順位を考慮していかなくてはならないと思います、次の4点について伺いたいと思います。

1つ目、南幌町として有効な地域高規格道路である道央圏連絡道路整備が進んでいますが、全面開通の時期が見通せない状況下です。全面開通しても、このままのまちづくりでは、ただ、町を横に来て通過するだけの道路になると思います。道都札幌を見据え、北広島のボールパーク構想やさっぽろ連携中枢都市圏構想などを考慮した町の玄関づくりが急務と考えますが、町長の考えを伺います。

2つ目、町の努力により、長年販売不振であった南幌工業団地の販売が好調で、残り僅かな状況となっており、喜びに堪えないところですが、雇用の創出に結びついていないように思われます。私は、雇用の創出が最大の福祉につながると考えます。晩翠工業団地を含め、両工業団地の未使用地、環境整備、造成開発など、将来構想と雇用の創出についての考えを伺います。

3つ目、第三セクター等改革推進債で処理した南幌工業団地とは別に、南幌町土地開発公社の解散前に、住環境整備事業夕張太西地区は町が継承していますが、宅地部分が未造成のまま現在に至っています。その間に夕張太地区では、保育所や小学校プールが統廃合され、商店やスタンドなどが閉店している状況です。札幌や北広島の都市圏に一番近い地域が疲弊している現状です。造成が完了しなければ、事業が進行しないと思うとともに、次に迫る農地整備事業にも支障を来すのではないかと思います。当時、南幌町土地開発公社が管理していた土地でもあり、南幌工業団地が完売に近い現在、南幌町の玄関と位置づけられる夕張太地域でございますので、造成を進め地域の活性化対策を含め、今後の方針や考えを伺います。また、誘客交流拠点施設を核に、若者移住に力を注いでいくと思いますが、移住の選択肢の一つとしては、オンラインの環境を生かした移住対策をこの地域で進めるべきと思いますが、考えを伺います。

4つ目、議会では、毎年開催している議会報告懇談会が新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面懇談会を実施いたしました。

町民から数々の要望や疑問を訴える書面が届きました。その中では、町への入口の道路整備や樹木や環境の整備に対する要望が届いております。自助・共助・公助を考慮し、きれいな生活環境の維持を目指した町環境条例を策定する必要性を感じますが、町長の考えを伺います。

今後、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、地方自治体は交付金の削減や税収入の減少が予想されます。様々なインフラをアセットマネジメント結果による整備か廃止かを優先順位をつけていかなければならないと思っております。順位を間違えると、町民がこの町に住んでいる魅力を失い、この町を支えてくれた人たちが、町から離れる要因になりかねないことや、さらに残った町民に対し負担増やサービスの低下につながるのではと思います。

以上、魅力あるまちづくりのため、早期に展開していく必要があると思ひ、来年度以降を見据えて町長に伺います。

議 長
町 長

町長。

町の住環境整備と雇用の創出に向けての御質問にお答えします。

1点目の御質問については、道央圏連絡道路の江別・南幌区間の開通、北広島市の北海道ボールパークの開業、さっぽろ連携中枢都市圏との地域間連携などを見据えたまちづくりを進めるため、誘客交流拠点施設を整備するものです。

2点目の御質問については、南幌工業団地は昨年度から販売が進み、残り5ヘクタールも商談中であります。契約した7社においては、順次竣工し操業がされることから、今後、町内の雇用が期待できると考えます。また、現在、複数の企業から工業団地の問い合わせがあることから、晩翠工業団地の未操業企業への打診や紹介を行っていますが、今後の雇用創出に向けた企業誘致の候補地として、南16線西10番地の町有地を含めた未造成地を活用すべく、関係機関と協議検討してまいります。

3点目の御質問については、移住定住の対策につきましては、現在、約600区画が残るみどり野団地の分譲を中心とした事業を最優先に展開していることから、現在においては、夕張太西地区の宅地造成には至らない状況にあることをご理解願います。夕張太西地区は、当時の南幌町土地開発公社より事業継承し、現在も農地転用事業計画の期間を延長していますが、農地整備事業の進行には支障はありません。

本町においては、工業団地の販売が進み、みどり野団地への移住者も少しずつ増加し、今後、誘客交流拠点施設の整備、道央圏連絡道路の江別・南幌間の開通、町内全域の光ファイバー網の整備により、町の姿も徐々に変わりつつあります。夕張太西地区についても、北海道ボールパークの開業による影響を受ける地域であることから、みどり野団地の販売状況などの情勢を見極めながら検討してまいります。

4点目の御質問については、本道を総括する北海道環境基本条例が既に制定されていることから、町単独条例の制定は考えておりません。

議 長

9番 川幡 宗宏議員。

川幡議員
(再質問)

再質問いたしたいと思います。私はこの質問に対しましてお答えをいただいたことから、また改めて伺います。このコロナ禍の中で、日本経済を直撃し国民生活が悪化するの間違いはないと思っております。南幌町としても、交付税削減や一般税収が落ち込むなど深刻な状態が生まれると思ひ、優先順位などを考慮し再質問いたします。

再質問の1点目、町長の答弁の中で道央圏連絡道路 江別南幌間の開通、北広島の北海道ボールパークの開業、さっぽろ連携中枢都市圏との地域間連携などを見据えたまちづくりを進めるため、誘客交流拠点施設を整備するものとお答えをいただきました。私は、道央圏連絡道路も重要な幹線道路ですが、車の通行量が多い15線道路やきらら街道も町の重要な基幹道路だと認識しております。そのような中で、南の玄関である15線、西の玄関口であるきらら街道の出入口に、南幌町をアピールする大型看板など、誘客交流拠点施設やみどり野きた住まいるヴィレッジ事業を紹介した、南幌町という町の存在を多くの人に知ってもらうことが、今後の知名度向上や移住の促進に大きな効果が認め見込まれると思ひ、そういう宣伝看板ですか、大きな施設を紹介する看板などの設置をすることを勧めたいと思ひますが、町長の考えを伺いたいと思ひます。

2点目、この質問については、同僚議員も先ほどもやった中で、大型の工業用地整備については、将来に向けて道と協議をした中でやりたいと言っていましたけれど、別な考え方の一つとして、現在ある両既存工業団地には未使用の用地があります。企業や個人が所有している土地であるために簡単には進めるとは思いませんが、企業協議会と連絡を取り、賃貸、売り買いの仲介を町と企業協議会が相談して進めないのか。また、誘導できる土地に対し、町が企業誘致を図り雇用の創出のために進めることができないのか。町として、次の新規工業団地造成をまだ決断できないと思ひますけれども、先ほどの同僚議員の質問と重複するかもしれませんが、町が所有している用地を住宅公社や個人所有地など、町に土地を求めた買い手が造成や建築を想定できる用地があるのか。雇用創出のために、町として相談できる窓口とできる用地を模索し、整理する必要性を感じていますが、考えを伺いたいと思ひます。

いずれも両工業団地も南幌町の入口であるため、景観を含め環境整備に既存企業と連携し協力を願ひ、美観を高めることができると思ひますが、雇用創出のために民間活用での造成や販売など、創意工夫を官民一体で考慮したまちづくりを進めることができると思ひますが、考えを伺いたいと思ひます。

3番目として、夕張太西団地予定地には、住環境整備第2期工事分として、公園とトイレは事業の中で整備され、パークゴルフ場予定地には地域有志が自費で造成し、通りを含んだ管理をし、町に使用料を納入し運営を現在進めております。この過程の中には、商業地のほか64宅地造成の早期着工を願ひ、夕張太地域の活性化と人口増につな

がると思い、今は統合された小学校の存続のために継続して進めてきていると聞いております。前三好町長は、道住宅供給公社と地元出身者ということもあって優先順位を先送りにしたものと良いように解釈したいと思いますが、道都札幌に一番近い地域、ボールパーク構想地に近い地域の開発が、南幌の入口づくりが南幌中心市街地の相乗効果につながると思います。例えば、北広島市の大曲や江別市の大麻、恵庭市の恵み野や帯広、旭川の近隣地を見ても、一目瞭然の発展を遂げていること。しいては誘客交流拠点施設建設の最大効果にもつながると思います。答えがあった中で、そのまま宅地造成を遅延させて、次の農地整備に支障はないのか、再度確認いたします。また、公募による民間活用での造成や販売も進めることができると思いますが、町としての考えを伺いたいと思います。

コロナ禍の中で、南幌町も光回線網の整備が可能な状態になります。国で推し進めているようにデジタル化などで模索して、国民が今一番行きたい、住みたい北海道を考慮して南幌町の地域力を生かし、地域的要件、テレワークなどを活用した移住政策を構築していかなければならないと思います。そのことで、企業や大都市圏に向けて発信して、移住やサブオフィスとしての活用で雇用の場を構築できると思いますが、進めていく考えがあるのか伺います。

また、別の視点で、他町村ではまちおこし協力隊を活用した新たな雇用や企業創出が盛んな町が顕著に見受けられますが、町として取り組む考えはないのか伺います。もう少し雇用に特化した商店街の活用化も兼ね備えたものづくりなどを、定住を前提に空き地や空き店舗も活用して、住んでくれるまちおこし協力隊の導入が必要と思いますが、考えを伺います。

4番目として、地域主権の中で、地域力が試される時代だと思っておりますが、住民から寄せられた意見や要望を見ると、移住した当初とは違い、環境が変わってきていることに違和感を感じていると思えます。公の樹木の剪定や公園遊具の撤去など全て住民説明、コンセンサスが不足しているのではないかと感じています。民の土地の雑草刈り取りやごみや堆積物の処理に関しても、町民の力を借りなければ成し遂げられないと思えます。自助・共助・公助を観点に進めるためには、条例制定は必須と思えますが、見解を伺います。町民は今の危機感に払拭できるだけの、将来に希望が、安心を持てる政策が必要であると、このように思っております。以上、再質問いたします。

議 長
町 長
(再答弁)

議長。

まず、最初に夕張太地域ですとか江別から入ってくる晩翠地域ですとかに対する大型看板の設置という話でございました。これは総合計画の中にも既に盛り込まれておまして、また、誘客交流拠点施設の整備もされることから、それらとあわせて、町内の公共サインと申しますか、そちらのほうの検討を進めるところでございます。ただ、今は財源を模索しているところでございまして、有利な補助事業下にお

いて実施したいと、財務関係ですけれどもそのように考えてございます。

それと晩翠工業団地、今の未操業地ですけれども10件で8万5,000平米ほどございます。これらについて賃貸とかそのような有効活用はできないのかということで、なかなか間に入って商談をまとめるということはなかなか難しいですけれども、ただ紹介があった場合は、なるたけ結びつくようなところに紹介をして、未操業地域が少しでも埋まって、雇用の促進が図られるように努めてまいりたいと考えてございます。

夕張太西地区でございます。議員おっしゃるとおり、道営の農村振興整備事業、これは既に終了してございます。宅地造成計画は64区画でございます。今までに事業の延長申請を3回に渡り行っております。それで現在の延長期限は令和4年3月までとなっております。現在、町の宅地分譲でございますけれども、ご承知のとおり、美園地区を重点的に進めておりまして、そこである程度のめどが立てば、次の重点地区としては、東町の8号側へと順次進めていく必要があると考えてございます。現在、みどり野団地全体の残区画は約600区画でございます。近年の新築戸数は年間多くて30戸ほどで、単純計算をすると完売までには20年近く要するのではないかなと思っています。そのような状況下で、夕張太西地区の宅地造成を現在進めることは現実的には難しい状況ということで考えています。したがって、現時点において、町の現状及び情勢を考えた場合、また事業の延長について道と協議する必要があるのではないかなと思っています。また、民間事業者への事業継承等も調査をしてございますが、譲渡する費用や事業完了の担保などを考えれば、高いハードルがあると思いますけれども、しかし、事業化に向けて今後も調査は続けていきたいと思っています。また、移住定住につきましては、先ほどの一般質問でありましたとおり、地域おこし隊を活用しながら、また、移住体験住宅も整備しながら、現在の住宅整備活動を後押しするように、それでもって町の賑わいが出るように進めてまいりたいと考えてございます。

空き店舗の活用でございますけれども、これにつきましても、また商工会と引き続き連携をして、現在、空き店舗も少なくなってきたでございますけれども、それらも早期になるだけ成果を残せるように行っていきたいと思っています。

また、環境条例でございますけれども、最初に申し上げましたが、道の環境条例が制定されてございます。それらで基本的には、本町の場合は推進していけるのかなと。また、本年7月1日付で南幌町の空き地の雑草等の除去に関する指導要綱も施行させていただいております。これらの実施状況も見極める必要があるのかなと思っています。したがって、現時点においての条例制定は特段考えてございません。以上でございます。

川幡議員 答弁漏れがあると思うんですけど、まちおこし協力隊の増員の関係。定住を前提に空き地や空き店舗も活用して、住んでくれるまちおこし協力隊の導入の関係はどうでしょうか。

町 長 まちおこし協力隊、今は観光の部分で1人担っていただいております。それと、先ほどお話ししました移住定住の業務を行うべく地域おこし協力隊、今はなかなかコロナ禍で動きがないものですから、それらを見据えながら配置をしたいと考えてございます。

空き店舗の解消など賑わいを出していく地域おこし協力隊の活用という件かと思えますけども、空き店舗の活用に関する部分につきましては、現状の町または商工会の体制、他機関の体制でやっていけるものと考えてございます。ですので、現状については、空き店舗にかかる地域おこし隊の配置については考えてございません

議 長 9番 川幡 宗宏議員。

川幡議員 1点目の大型看板の設置の件についてはわかりました。2番目の未操業の関係もぜひ、こういう関係で企業協議会と相談しながら進めていただきたいと。紹介があって空き地が、工業団地がぜひ埋まるように今後も継続してお願いしたいと思えます。

続きまして、再質問の4番目ですけども、晩翠工業団地の企業、例のごみのところですけども、これは、ごみの山として、倒産した中で残されてしまいました。これは本当に多くの町民や私たちの議会からも数回にわたって、ひとえに質問を行ってききましたけれども、このことにつきましては道のほうが許可を出したということで非常に何年も南幌町の要するに玄関口でああいうような状況で、非常にイメージダウンが甚だしく、私たちも非常に困っていたんです。そして、持ち主が変わっていると少しは片付くかなと思ったのですが、当初何回かは、何日間かはやっていたんですけども、どうもまた止まっている状況なんだよね。その中で、これは町に環境条例がないから、このようなことを少なくとも道が許可を出したものですから、知らない間にこういうような状況になったのかなと、こういうふう思うんですよね。やっぱりああいう状況になる前に、町にあれば、やっぱり指導ぐらいはした中で、ああいうような状況にならなかったと思うんです。ぜひ、そのような観点からも、いろんなことで難しい面もあると思えますけれども、ぜひ、そういうような状況にならないための環境条例ぐらいは、美化条例ぐらいを作って、南幌町のイメージアップを図るべきかと思えますけれども、今一度、この件についての町長の考え方をお聞きしたいと思えます。

議 長 町長。

町 長 晩翠工業団地内の堆積物の件でございますけども、大変憂慮すべき事項であることは認識してございます。この件につきましては、本年1月に所有権が移転されております。新たな所有者のもとに、9月までに約55トンの廃棄物の処理がされたということで聞いております。この所有者も、ご自分たちの業務をされながらの処理になります

ので、急ぐ時に進まないような状況でございますけれども、現在も作業用通路を確保しながら、徐々にではありますけれども、堆積物は減少していることは、こちらのほうとしても確認をしております。これらにつきましては、環境条例のもとで町が指導するものでなくて、廃棄物処理に関する法律に基づいて、それらが指導されているものでございますので、そちらのほうの法律、指導機関は道のほうになりますけれども、道のほうと連携をしまして、こういうような事案が発生しないように、また進めてまいりたいというふうに考えてございますので、御理解いただきますようお願いいたします。

川幡議員

まあ、ごみの問題は一つの結果なんです。ぜひ今後ともね、そういうことが起こらないような状況をつくるためのそういう条例が必要ではないかということを知っているのであって、その辺ではどうでしょうか。

議長
町長

町長。

一つには先ほど申し上げました空き地の雑草に関する指導要綱も制定しました。そのようなことで、環境面にもひどくならないというようなことを念頭において、実施していきたいと思っております。

川幡議員
(再々々質問)

条例については、後でまた。もう一回戻りたいと思いますが、3番目の夕張太西団地のことですが、このまま事業は先送りしていった中で、要するにあの地区はもし土地改良事業をやりたいといったことに対する影響はあると思うんですけど、その辺はどういうふうに考えていますか。

議長
町長
(再々々答弁)

町長。

現在、道営の農村振興整備事業は既の実施しております。それで、事業については、中止ではなく延長しておりますので、そのような扱いになって、農地整備事業に支障があるものとは考えておりません。

議長

以上で川幡 宗宏議員の一般質問を終わります。

内田議員

次に、1番 内田 恵子議員。

学校における新型コロナウイルス感染症対策についてと題して教育長に伺います。新型コロナウイルス感染症は、これまで経験したことのない対応が必要な新型感染症であり、世界的にも十分な知見やノウハウがない中で、検査・医療提供体制が進められてきました。

国連加盟193カ国が、誰一人取り残さないという共通理念のもと、2030年までの国際目標としたSDGsはコロナ禍により、医療・経済・教育・文化等が格差や崩壊の危機にあります。身近な問題としては、北海道スタイルにより、地域コミュニティの構築も難しい状況ですが、児童、生徒の元気な姿を見られることが喜びです。

そこで、学校における新型コロナウイルス感染症対策について、次の4点を伺います。

1点目 校内の消毒はどのように行っているのか。また、大きな負担は生じていないか。

2点目 感染予防の責任者となっている先生方において、ストレス

となっていることはないか。

3点目 感染者が出た場合に備え、新型コロナウイルス感染症の最新の知見や予防対策について、先生や保護者と情報共有するための講習会実施の考えは。

4点目 受験シーズンに向けて、安全安心に児童・生徒が受験できるよう対策を講ずる考えは。以上です。

教育長

学校における新型コロナウイルス感染症対策についての御質問にお答えいたします。1点目の御質問については、文部科学省が定める学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに基づき、玄関のドアノブや階段・廊下の手すりなど、児童生徒がよく手に触れる箇所の消毒を行っています。また、消毒にあたっては、小・中学校それぞれ2名のスクール・サポート・スタッフを活用していることから、負担は生じていないものと考えます。

2点目の御質問については、通常の学習指導に加えて、これまで経験したことのない感染対策への対応を迫られていることから、ストレスを感じることもありますが、感染リスクの高まる学習活動の中止などにより負担の軽減を講じるとともに、これまで同様、常日ごろから教職員の健康状態の確認や、相談できる校内体制を整えるよう指導してまいります。

3点目の御質問については、小中学校で作成している学校だよりや保健だよりを通じて、感染症対策に必要な情報提供を行っているほか、教育委員会としても感染者及び濃厚接触者が判明した場合の小・中学校の対応について保護者に通知し、情報共有を行っていることから、教職員や保護者を交えた講習会は、感染リスクが高くなるため、実施する考えはありません。

4点目の御質問については、これまで同様、手洗いや咳エチケット、換気といった基本的な対策を講じた授業の徹底を図るとともに、家庭における協力も必要であることから、感染症拡大防止に向けた家庭での新北海道スタイルの実践の徹底について努めていただくよう、改めて保護者に周知いたします

議長
内田議員
(再質問)

1番 内田 恵子議員。

再質問させていただきます。最初1番目の御答弁は、第2回定例会でしたか、先輩議員の質問について答えていらっしゃいました。スクール・サポーター・スタッフということですね。けれども、状況は変わっておりますので、文科省は学校向けの衛生マニュアルに、消毒でウイルスを全て死滅させるのは困難と明記し、手洗いなど基本的な防衛策を推奨してきましたが、新型コロナウイルス感染症が出た場合に、過度な責任追及や中傷を受けるのを恐れ、一部の学校では消毒作業や子どもの体調管理を徹底することで、負担が重くなっているところもあるようです。手洗い後にアルコール消毒をすとかえって手荒れし、細菌が定着しかねないと専門家の話です。南幌小・中学校ではどうでしょうか。

コロナが発生してから、経済産業省、厚生労働省では、コロナが発症してからアルコール消毒液が品薄となり、次亜塩素酸水も有効となりましたが、5月には十分な成果が得られないとしましたが、濃度を高くして大量に使うと効果が見られるとしています。校内、特に体育館の消毒、また、噴霧等はしているのか。次亜塩素酸水の使用はしているのか。

次にほかに音楽とか体育などで密接しやすい授業、休み時間においてはどのようにしておられるのか。そして今、私たちこのアクリル板、パーテーションを置かせてもらっていますけれども、学校では必要はないでしょうか。音楽の授業とか、また先生などではどうでしょうか。

2番の感染予防の責任について、12月3日、学校での感染予防対策の指針となる衛生管理マニュアルが改定し、学校現場に対して寒い環境においても可能な限り常時換気に努めることを強く求め、常時換気のために窓を開ける幅は10ないし20センチ程度が目安と。衛生管理マニュアルは、学校現場が踏まえておかなければならない新型コロナウイルス感染症の衛生管理について、考え方や具体的な対応策をまとめたもので、学校の新しい生活様式との副題がついております。教育長は既にお目通しをいただけたと思いますが、いかがでしょうか。このようなことから、またさらに、先生方への負担も増すのではないかと思います。10月以降、学級閉鎖等の措置をとった学校は30校を超えました。十分な対策を取っていても、感染者をゼロに抑え込むことは難しいと感じています。今後もさらなる先生のストレスが軽減されるよう、対策も必要ではないかと思います、伺います。

常時窓を開けるのが寒すぎて難しい場合、30分に1回以上全開にする方策も示されていますが、これをしてくださる方は最初に答弁が出たスクールサポーターということでしょうか、お尋ねします。

感染者が出た場合に備えて、北海道医療大学の塚本教授のお話によると、感染者から他者に感染するタイミングは、発症の2日前に始まり、発症前日頃にピークを迎える。症状がなくても感染する可能性があり、常に相手に感染させないとの意識を持ってほしいと述べられています。症状は多様で、下痢や頭痛だけの人もいます。少しでも体調が悪かったら感染を疑ってと訴えています。新型コロナウイルスは、口の中に多く存在し、増殖のために舌に集まるので、マスク着用の重要性を強調しています。一方で、感染者の差別に懸念を示し、正しい知識を得ることで、社会の分断を防いでほしいと訴えています。新型コロナウイルスについて、正しい情報に基づいて、正しくおそれることが大事と呼びかけています。

私は、この度の質問にあたり、早い時期に児童2人が感染しました中富良野町の知人に聞いてみました。知人によると、もう本当に声が高揚していて、興奮状態が電話からも取れましたけれども、とにかく対応が早かったと。コロナが発生したことを全町放送で知り驚いたと言っていました。でも行政、学校、病院が一体となってサポートした

ことが、町民は行政を信じられたと言っていました。これは町民の気質かもしれないということです。ほかは上川管内でということで新聞等に報道されているようですけれども、南幌町でも児童が感染したようですが、学校、教育委員会に誹謗中傷のメールとはありましたか。今後万一、感染した場合の対策は。

最後になりますが、道立高校入試は来年3月3日、新型コロナやインフルエンザに感染して受験ができない生徒に向けて、17日を追試験日としているが、今後感染が広がれば受験への影響も出かねません。来年から全員が町外の高校を受験するわけですから、私は、誰一人取り残さないという思いでいます。そこで万一、感染者、濃厚接触者が出た場合、学級閉鎖等になった場合、最悪ですね、その対策は。また、受験生の保護者の声としてPCR検査を希望する声もあります。検査料の負担など教育委員会として考えていただくわけにはいかないかと。以上です。

議長
教育長
(再答弁)

教育長。

内田議員の再質問にお答えします。まず小・中学校の清掃の関係ですけれども、小学校につきましては、通常の清掃は教室を担当と一緒にやっている状況となっております。また先ほど、1回目の答弁でお答えしましたスクール・サポート・スタッフにつきましてはトイレ、手すり等、子どもたちが多く接触する場所ということでございまして、文科省で出している衛生管理マニュアルでは、過度に心配することなく、通常の清掃で大部分はいいという形になっておりまして、体育館についても通常の清掃の中で行っている状況でございます。

それから、音楽ですとか体育、休み時間の状況ですけれども、南幌町についてはステージ2の扱いということで、子どもの間隔については1メートルを空ければいいということの基準になっておりまして、極力音楽等については器楽演奏は控える。それから、体育については手をつないだりする運動等は控え、接触を少なくする方法を取るようにと行っております。また、休み時間についても、なかなか子どもたちは、本来ですと鬼ごっこをしたり、いろいろと楽しむべきところなんでしょうけれども、そこもやはり制限されているということで御理解いただきたいと思えます。

また、教室内、あるいは特別教室等のアクリル板の設置ですけれども、これについては特に文部科学省から指示はございません。したがって、通常の学校経営の中の授業体制ということで今、進めているところでございます。

それから、換気対策ですけれども、文部科学省のほうでは先ほど議員言われたように、今の寒い時期、特に北海道は寒い季節に入っていました。その中にあるは、教室の窓を前後を開ける、あるいは外気の窓を開けると指示は入っておりますけれども、基本的に子どもたちはある程度の寒さ対策はしてくださいという家庭への周知、それから通常の学級では窓を開ける、あるいは廊下の戸を開ける換気、第

二段階としては、ほかの大きな部屋等の暖かくなった部屋からの空気を入れる二段階暖房と、そういった形で示されておりますので、その方向に沿って行っている状況です。

それから、先生方のストレスの関係ですが、道教委ではですね、教職員に対してストレスチェックというのをやっております。これは毎年7月から8月の間で実施しておりますけれども、ことしについても行っております。これはメンタルヘルスの不調を予防するための目的ということで、インターネットあるいは紙媒体で直接道教委とやり取りをする感じでございますが、それ以外にも、常日ごろ、校長会等で先生方の健康管理には気を付けてくださいというのも学校の中では今、先ほど来から出ているコロナ禍の中で、教育課程をある程度こななければならない、少ない今のコロナ禍の臨時休業、あるいは分散登校等で授業数が少ない中でも、教育課程はこなしていかななくてはならない、そういった先生方の工夫。それから、各種行事が軒並み中止になっております。その代替策として、授業の中で父兄にも見てもらうような方策をとるとか、そういった面で先生方が非常に苦労を掛け、またストレスも全くないと言えないと思います。そういったことにつきまして、学校管理職も注意を払いながら、また相談に乗っていただきながら、先生方のストレスのないような体制をとっているところでございます。

それから、正しい知識、情報というか、誹謗中傷のないような話ということでございました。先般、本町のほうで子どもが、小学生ですけど1名、コロナの感染者が出ました。これにつきまして、事前に道教委あるいは文部科学省からの指示に基づきまして、10月26日付けで、全ての保護者宛てに文書を教育委員会名で発出してしております。この教育委員会名で発出したものにつきましては、新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者が判明した場合の対応、それについては濃厚接触者となった場合、あるいは家族が濃厚接触者になった場合、あるいは、生徒そのものが濃厚接触者となった場合、それからそういったことと、それと児童生徒の感染が判明した場合の対応の仕方といったことで、通知文書を出しております。それで、この通知文書では、感染が判明した場合に状況確認、それから必要性の検討を経て、保健所から学校に指示が入ってまいります。そういった形で進んでいくわけですが、その文書の中には感染時における情報公表ということに触れさせていただいております。これは、学校という公共施設で感染が確認された場合、感染拡大の防止措置を講じる必要があるために、保健所等の関係機関へ速やかに連絡する必要がありますということで、そのために学校内において感染者が発生した場合、濃厚接触の状況ですとか、感染拡大のリスクなどを総合的に勘案して、感染者のプライバシーの保護に配慮しつつ、関係者の同意を得た上で公表しますというふうにしております。これは、主な公表事項としては感染者が出た学校名、それから感染状況の事実、それから保健所からの

指導等による学校の対応ということでございます。というのは、感染者が出て、それが保健所の指導のもとに、濃厚接触者がいるかないか、あるいはその後に事が進んで集団発生につながることも懸念されるわけですから、10月28日付けでこういった文書をまず出させていただいております。そういったことの中から、先般1名の子どもが出たということから、学校のほうも保護者のほうには、決して感染したことによって子どもたちに過度な心配を与える、あるいはまた保護者が詮索等、あるいは誹謗中傷と犯人探しみたく拡散したり、誤った情報を流さないようにというお願いをしております。そういったことで、この正しい知識、正しい情報というのを、保護者のほうにお願いした経緯がございます。

それから、高校生との受験生の関係ですけれど、先ほど議員言われたように、高校入試につきましては、通常の入試日に濃厚接触等で受験が危ぶまれる子どもさんについては、別室で受験できる体制になっております。また、感染者となった場合については、その1週間後に改めて追加試験ということで2段階の試験方法がとられていますので、受験ができないという心配はなかろうというふうに考えてございます。

それから、最後のPCR検査料の負担の関係ですけれども、これにつきましては、あくまでもまず、今は子どもたちの接触が疑われる要素は、学校内というよりも家庭からの接触が一番率が高いという報道がなされております。そういったことを考えますと、学校だけのPCRではなくて、これは保護者を含めた全体のPCR検査ということになりますので、私のほうからの答弁は差し控えさせていただきたいというふうに思っております。以上です。

議 長
内田議員
(再々質問)

1番 内田 恵子議員。

再々質問をさせていただきます。信頼関係を得るには、ぎりぎりの言葉というんですかね、先ほど、項目をちょっとふやして、そういったことがすごく必要ではないのかなと思います。そういう点では前進しましたのかなと。このコロナは恐れる、恐れているから犯人探しのような、でも実際はうつしてはいけないということですね。それで私は、新型コロナウイルス感染症という立場からではなく、感染管理という、私も家庭内では管理者だと思います、家族の管理をするわけですから。ですから、町立病院の事務長にもしつこく伺いました。病院の感染管理看護師、病院としてはどうなっているのか。それで、丁寧に答えていただきましたし、また保健所にも聞きました。そして、また消防ですね、南幌消防にも聞きに行きました。そうすると専門家、感染管理看護師の研修をもう既に計画していらっしゃるということで、これが全て連携していたら南幌町は守られて安心なのかなと。そして、先ほどやはり文書を出したという、その文書1枚目は議会としても、私たちが孫がいるし別ですけれど、いただけたらと思いますけれど、そこまでは考えていらっしゃるのでしょうか、お聞きしま

す。

やっぱり人格に刻むような、そういった内容のもの。それなりがやっぱり刻んでいかなければ、この新型コロナウイルス感染症は、乗り切れないのではないかと思いますから、やはり正しい知識、正しい情報を行政なり教育委員会それぞれの立場で出していただければと思います。それでPCR検査の件は理解いたしました。

それで、情報なんですけれども、本当に専門家を次年度でもそういう国からの何か、そういう施策というか内容のものがおりてきたときには、進んでやっぱり取り組んでいただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。情報によると、来年からそういう専門家を送るといふのがあるんですけれども、まだ、現場には降りてきていないと思うんですけど、あるようになれば、取り組む意思がおありかどうかを伺います。

議 長
教 育 長
(再々答弁)

教育長。

内田議員の再々質問にお答えいたします。まず、最初の感染症対策の管理については、先日小学校で小学生が芸術鑑賞会を町内で行いました。その時に、後ろのほうでちょっと咳払いをした段階で子どもたちは一斉に振り向いてしまったという状況をちょっと目にしました。非常に子どもたちは敏感になっているというのが一つわかったわけですが、改めて子どもたちへの正しい情報を提供の仕方というのは、常に日ごろから学校にお願いしているところでございますけれども、改めて今後についてもその辺を注意深く配慮しながら学校に周知をしまいたいと思います。

それから、議会へ情報提供っていうか文書ですね。これについては、私どもはあくまでも文部科学省から道教委を経て、道教委の教育長名で私どものほうに保護者だけへということいただいている通知でございます。したがって、他に出す、議会だったらいいかと、いろんな問題がありますので、あくまでも通知に沿った対応で教育委員会としては進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

最後の、今後につきましては逐次、教育委員会の中でもお話をさせていただきながら、各学校に最善の感染症対策、あるいは教育、指導の仕方について提示してまいりたいと考えております。

議 長

以上で一般質問を終結いたします。

場内時計で、15時10分まで休憩いたします。

(午後3時00分)

(午後3時10分)

議 長

休憩を閉じ会議を再開いたします。

●日程5 議案第74号 功労表彰についてを議題といたします。

局長に朗読させます。

局 長
議 長

(朗読する。)

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 ただいま上程をいただきました議案第74号 功労表彰につきまして、提案理由を申し上げます。

三好 富士夫氏は、町議会議員として9年6ヶ月、町長として15年7ヶ月にわたり在職され、この間空知町村会会長、北海道町村会副会長を歴任されるなど、地方自治の発展に多大な功績がございます。

小林 市男氏は、民生委員児童委員として24年間にわたり在職され、この間民生委員児童委員協議会会長を3期9年間歴任されるなど、地方自治の発展に多大な功績がございます。

以上、2名の方々を表彰条例に基づき表彰いたしたく、表彰審議会に諮問し、答申をいただいたものです。

功労表彰について御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議 長 お諮りいたします。本案につきましては、この際質疑討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第74号 功労表彰については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程6 議案第75号から日程8 議案第77号の3議案につきまして、関連がございますので一括提案いたします。

●日程6 議案第75号 令和2年度南幌町一般会計補正予算(第7号)

●日程7 議案第76号 令和2年度 南幌町介護保険特別会計補正予算(第3号)

●日程8 議案第77号 令和2年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

以上、3議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 ただいま上程をいただきました議案第75号から議案第77号の3議案につきまして、提案理由を申し上げます。

初めに、議案第75号 令和2年度南幌町一般会計補正予算(第7号)につきましては、歳出では、ふるさと応援基金積立金の追加、病児・病後児保育事業費の追加、感染症予防事業費の追加、緊急経済支援事業費の追加、歳入では、歳出補正予算の各事業に係る国庫補助金及び道補助金の追加、ふるさと応援寄付金の追加が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,942万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億5,570万2,000円とするものです。

議 長
副 町 長

次に、議案第76号 令和2年度南幌町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳出では、介護保険業務システム改修費の追加、歳入では、介護保険業務システム改修に係る国庫支出金及び一般会計繰入金の追加が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ495万円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ8億4,943万4,000円とするものです。

次に、議案第77号 令和2年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳出では、高齢者医療システム改修費の追加、歳入では、一般会計繰入金の追加、令和元年度繰越金確定による追加、高齢者医療システム改修に係る国庫補助金の追加が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ121万円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ1億827万8,000円とするものです。

議案第75号につきましては副町長が、議案第76号につきましては保健福祉課長が、議案第77号につきましては住民課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

内容の説明を求めます。副町長。

それでは、議案第75号 令和2年度南幌町一般会計補正予算（第7号）の説明をいたします。

初めに、歳出から説明いたします。10ページをごらんください。2款総務費1項1目一般管理費、補正額541万8,100円の追加です。ふるさと応援寄附事業で、ふるさと応援寄附額の増加に伴う関連経費を追加するものです。なお、11月23日現在の実績を資料として配付しておりますので、参考としてごらんください。

3目財産管理費、補正額1,000万円の追加です。財産管理経費、ふるさと応援寄附額の増加により、ふるさと応援基金に積み立てを行うものです。

4目企画振興費、補正額235万8,000円の減額です。姉妹町交流事業で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止となった児童交流事業及び職員等交流事業に係る南幌町姉妹交流推進委員会交付金を減額するものです。

次に、2項2目賦課徴収費、補正額50万円の追加です。賦課徴収経費で、個人町民税過年度申告による還付金及び法人町民税確定申告による予定納税分の還付金を追加するものです。次ページにまいります。

3款民生費1項2目障がい者福祉費、補正額178万5,000円の追加です。地域生活支援事業で、ストマ装具利用者増加に伴う扶助費を追加するものです。障がい者福祉経費では、障がい者福祉システムの改修に要する経費を追加するものです。

3目老人福祉費、補正額407万円の追加です。介護保険特別会計繰出金で、詳細は後ほど、特別会計補正予算で説明いたします。

7目後期高齢者医療費、補正額60万6,000円の追加です。後

後期高齢者医療特別会計繰出金で、詳細は後ほど、特別会計補正予算で説明いたします。

次に、2項3目保育所費、補正額80万4,000円の追加です。保育所等運営補助事業で、預かり保育事業にかかる令和元年度国庫負担金及び道負担金確定に伴う過年度返還金の追加です。

4目子育て支援費、補正額463万4,000円の追加です。次ページにかけまして、病児・病後児保育事業で、令和3年4月1日から実施する事業として、町立南幌病院1階専用スペース病児・病後児保育室を開設するため、病院内施設の一部改修及び関連備品の整備に要する費用を追加するものです。次ページにまいります。

4款衛生費1項1目保健衛生総務費、補正額30万円の追加です。母子保健事業で、産前・産後サポート事業の利用件数増加により、相談員の謝礼を追加するものです。

2目予防費、補正額690万円の追加です。感染症予防事業で、新型コロナウイルス感染症対策として、感染した場合に重症化するリスクの高い65歳以上の高齢者を対象に、PCR検査の実施を希望する方に検査費用の一部を助成する経費として、300件分を追加するものでございます。

次に、6款商工費1項1目商工振興費、補正額757万円の追加です。緊急経済支援事業で、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響により厳しい経営状況になる飲食店への経営継続のための支援として、「北海道スタイル」を実践している事業者を対象に、飲食店経営継続支援金を給付する費用を追加するものです。次ページにまいります。

7款土木費4項1目住宅管理費、補正額はありません。財源内訳を変更するものです。

次に、9款教育費1項3目教育振興費、補正額953万4,000円の減額です。外国語指導助手招致事業で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、新任ALTの着任が遅れたため、現ALTの任用期間を延長する経費として109万5,000円を追加するものです。

中学生国際留学プログラム事業で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、中止となった事業経費525万9,000円を減額するものです。

大学生等生活支援金給付事業で、事業確定に伴い、537万円を減額するものです。次ページにまいります。

4項2目社会教育振興費、補正額127万2,000円の減額です。社会教育振興事業で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止となった夏休み自然体験学習に係る補助金を減額するものです。

続きまして、歳入の説明をいたします。8ページをごらんください。15款国庫支出金2項2目民生費国庫補助金、補正額187万5,000円の追加です。1節障がい者福祉費国庫補助金では、障がい者総

合支援事業費補助金として、障がい者福祉システムの改修にかかる補助金です。2節児童福祉費国庫補助金では、子ども・子育て支援交付金として、病児・病後児保育事業に係る補助です。

3目衛生費国庫補助金、補正額300万円の追加です。1節保健衛生費国庫補助金では、疾病予防対策事業費等補助金として、新型コロナウイルス感染症対策事業として実施する高齢者PCR検査に対する補助です。

次に、16款道支出金2項2目民生費道補助金、補正額133万3,000円の追加です。6節児童福祉費道補助金では、子ども・子育て支援交付金として、病児・病後児保育事業に係る道負担分の補助です。

次に、17款2項2目物品売払収入、補正額3万3,000円の追加です。1節物品売払収入で、更新に伴い、不用となった公用車1台を売却したものでございます。次ページにまいります。

18款寄付金1項1目一般寄付金、補正額103万円の追加です。1節一般寄付金として、町内在住の匿名の方1名より100万円、町外在住の匿名の方1名より3万円の寄付をいただいたものでございます。

3目ふるさと応援寄付金、補正額1,000万円の追加です。1節ふるさと応援寄付金の増加によるもので、これにより本年度の寄付総額は9,000万円を見込みとなっております。

次に、19款繰入金1項1目財政調整基金繰入金、補正額1,735万2,000円の追加です。不足する財源の調整を行うものです。これによる令和2年度末基金残高は7億4,205万6,000円の見込みとなります。

4目ふるさと応援基金繰入金、補正額480万円の減額です。歳出予算に充当していましたが事業費の確定により精査するものです。これにより令和2年度末基金残高は1億1,510万1,000円の見込みとなります。

次に、21款諸収入5項5目雑入、補正額40万円の減額です。1節雑入で中学生国際留学プログラム参加料を減額するものです。

以上、歳入歳出それぞれ2,942万3,000円を追加し、補正後の総額を88億5,570万2,000円とするものです。

以上で、議案第75号の説明を終わります。

保健福祉課長。

それでは、議案第76号 令和2年度南幌町介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明をいたします。

初めに、歳出の説明をいたします。8ページをごらんください。1款総務費1項1目一般管理費、補正額495万円の追加でございます。12節委託料、介護保険業務システム改修で495万円の追加。令和3年4月からの介護報酬の改定等に伴いシステムを改修するものです。

次に、歳入の説明をいたします。7ページをごらんください。2款

議 長
保健福祉課長

国庫支出金 2 項 4 目事業費補助金、補正額 8 8 万円の追加でございます。1 節事業費補助金、8 8 万円の追加。システム改修に伴う事業費補助金で、人口規模に応じた金額となっています。

次に、6 款繰入金 1 項 5 目その他一般会計繰入金、補正額 4 0 7 万円の追加でございます。1 節事務費繰入金で 4 0 7 万円の追加。システム改修にかかる経費から国庫補助を除いた経費について繰入れを行うものです。

以上、歳入歳出それぞれ 4 9 5 万円を追加し、補正後の総額を 8 億 4, 9 4 3 万 4, 0 0 0 円とするものです。

以上で、議案第 7 6 号の説明を終わります。

議 長
住民課長

住民課長。

それでは、議案第 7 7 号 令和 2 年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の説明を申し上げます。

初めに歳出の説明をします。8 ページをごらんください。1 款総務費 1 項 1 目一般管理費、補正額 1 2 1 万円の追加です。後期高齢者医療制度の見直し等に伴い、システム改修委託料を追加するものです。

続きまして、歳入の説明をします。7 ページをごらんください。3 款繰入金 1 項 1 目事務費繰入金、補正額 6 0 万 6, 0 0 0 円の追加です。事務費繰入金、町業務分として、歳出のシステム改修委託料に係る、一般会計負担分 6 0 万 6, 0 0 0 円を追加するものです。

続きまして、4 款繰越金 1 項 1 目繰越金、補正額 3 6 万 2, 0 0 0 円の追加です。令和元年度の繰越金の確定によるものです。

続きまして、6 款国庫支出金 1 項 1 目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金、補正額 2 4 万 2, 0 0 0 円の追加です。システム改修に係る国庫補助金を追加するものです。

以上、歳入歳出それぞれ 1 2 1 万円を追加し、補正後の総額を 1 億 8 2 7 万 8, 0 0 0 円とするものです。

以上で、議案第 7 7 号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑にあたりましては、議案ごとに行います。

初めに、議案第 7 5 号、令和 2 年度南幌町一般会計補正予算（第 7 号）についての質疑を行います。

（なしの声。）

御質疑がありませんので、議案第 7 5 号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第 7 6 号 令和 2 年度南幌町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）の質疑を行います。

（なしの声。）

御質疑がありませんので、議案第 7 6 号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第 7 7 号 令和 2 年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第77号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本3議案につきましては、この際討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。採決にあたりましては議案ごとに行います。

議案第75号、令和2年度南幌町一般会計補正予算(第7号)については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第76号 令和2年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第77号 令和2年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程9 議案第78号 令和2年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第78号 令和2年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)につきましては、歳出では、過年度分保険給付費等交付金返還金の追加、歳入では、基金繰入金金の追加が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ359万1,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ10億2,691万5,000円とするものです。

詳細につきましては、住民課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
住民課長

内容の説明を求めます。住民課長。

それでは、議案第78号 令和2年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の説明を申し上げます。

初めに歳出の説明をします。8ページをごらんください。9款諸支出金1項2目保険給付費等交付金償還金 補正額359万1,000円の追加です。令和元年度保険給付費等交付金の確定に伴い、超過交

付分を償還金として追加するものです。

次に、歳入の説明をします。7ページをごらんください。6款繰入金2項1目国民健康保険事業特別会計基金繰入金、補正額359万1,000円の追加です。財源調整を行うものです。

以上、歳入歳出それぞれ359万1,000円を追加し、補正後の総額を10億2,691万5,000円とするものです。

以上で、議案第78号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し直ちに採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第78号 令和2年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程10 議案第79号 令和2年度南幌町病院事業会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第79号 令和2年度南幌町病院事業会計補正予算(第3号)につきましては、歳出では臨床検査手数料の追加が主な理由です。その結果、収益的支出では既定予算に449万1,000円を追加し、7億2,208万2,000円とするものです。

詳細につきましては、病院事務長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 病院事務長 内容の説明を求めます。病院事務長。

それでは、議案第79号、令和2年度南幌町病院事業会計補正予算(第3号)の説明をいたします。議案の3ページをごらんください。

初めに、収益的収入及び支出の収入から御説明いたします。1款病院事業収益1項3目その他医業収益、補正額780万円の増でございます。1節医業相談収益では、感染症予防対策事業により、65歳以上の高齢者に対する新型コロナウイルス感染症PCR検査300人分の検査委託料に係る収益を追加するものでございます。

次に、支出について御説明いたします。1款病院事業費用1項3目経費、補正額449万1,000円の追加でございます。15節通信運搬費では、PCR検査待機者との連絡調整に伴う携帯電話への通話

増加のため電話通信料15万円を追加するものです。また、18節手数料では、収入でも御説明いたしましたが高齢者のPCR検査に伴う臨床検査手数料434万1,000円を追加するものでございます。

1ページにお戻りください。第2条 病院事業会計予算第3条で定めた収益的収入及び支出につきまして、病院事業収益の総額を7億3,800万7,000円。病院事業費用の総額を7億2,208万2,000円に改めるものでございます。

以上で、議案第79号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。議案第79号 令和2年度南幌町病院事業会計補正予算(第3号)については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で、本日予定しておりました全ての議案審議が終了いたしました。明日10日午前9時30分まで延会といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって、明日10日午前9時30分まで延会といたします。

ご苦労さまでした。

(午後3時38分)

令和2年 第4回南幌町議会定例会（2日目） 会議録

令和2年12月10日（木）
午前 9時30分 開会

1. 出席議員

1番	内田 恵子	2番	佐藤 妙子
3番	熊木 恵子	4番	西股 裕司
5番	志賀浦 学	6番	本間 秀正
7番	石川 康弘	8番	加藤 真悟
9番	川幡 宗宏	10番	細川 美喜男
11番	側瀬 敏彦		

2. 欠席議員

なし

3. 会議録署名議員

6番	本間 秀正	8番	加藤 真悟
----	-------	----	-------

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局長	山内 貢	事務局主査	梶田 健太郎
------	------	-------	--------

5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

町長	大崎 貞二	教育長	小笠原 正和
監査委員	角 畠 徹		

6. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長	小林 史典	まちづくり課長	藤木 雅彦
住民課長	笠原 大介	税務課長兼出納室長	松田 秀則
保健福祉課長	佐藤 由美子	産業振興課長	黒島 滋規
都市整備課長	尾暮 靖志	病院事務長	原田 光一

7. 教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課長	浅野 茂
--------	------

8. 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

書記長（総務課長）	小林 史典
-----------	-------

9. 公平委員会委員長の委任を受けて出席した説明員
公平委員会事務員（総務課長） 小林 史典

10. 農業委員会長の委任を受けて出席した説明員
農業委員会事務局長 砂田 隆樹

11. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

議長 おはようございます。
昨日より延会となっております令和2年第4回南幌町議会定例会をただいまより再開いたします。
本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。

●日程11 議案第80号 南幌町議会議員及び南幌町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定についてを議題といたします。

町長 理事者より提案理由の説明を求めます。町長。
ただいま上程をいただきました議案第80号 南幌町議会議員及び南幌町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定につきましては、公職選挙法の一部改正に伴い本町においても選挙公営制度の拡大を図るべく必要な事項を定めるため、本案を提案するものです。
詳細につきましては、副町長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。副町長。
副町長 それでは、議案第80号 南幌町議会議員選挙及び南幌町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定についての御説明申し上げます。

初めに、条例制定の概要について申し上げます。公職選挙法の一部改正により、町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙公営制度が拡大されたことに伴い、本町においても選挙運動費用の公費負担を行うべく、必要な事項を定めるものでございます。

それでは内容の説明をいたします。条例の構成につきましては、第1条から第12条までとの構成となります。

第1条は、条例制定趣旨でございます。選挙運動用自動車、選挙運動用ビラ、選挙運動用ポスターの経費について公費負担を行う旨を規定しております。

第2条は、選挙運動用自動車の選挙公営制度につき、候補者一人あたりの選挙運動期間における限度額を定める規定でございます。

第3条は、選挙用運動自動車の選挙公営制度を利用するにあたり、有償契約を締結すること及び選挙管理委員会に対して所定の届出をする必要があることを定めるものです。

第4条は、選挙運動用自動車の選挙公営制度を利用するにあたり、契約類型ごとの公費負担額と支払方法を定めるものです。第1号は一般運送契約、いわゆるハイヤー方式。第2号は個別契約方式、いわゆるレンタル方式について、それぞれの限度額を規定しています。

第5条は、前条の規定により、契約を締結した場合、複数の契約が

ある場合には候補者の指定するいずれか一方の契約が締結されているものとみなされ、両方の制度を同時に利用することができないことを定めたものでございます。

第6条は、公職選挙法の規定を受けた規定であり、公費負担の対象となるビラについて無料で作成することができる規定でございます。

第7条は、選挙運動用ビラ作成の公営制度の規定を受けるためには、業者との間で有償契約を締結し、選挙管理委員会の規定に従い、届出書の提出を義務付けたものでございます。

第8条は、ビラの作成費用について、公費負担の限度額と業者からの請求に基づいて、業者に対して支払うことを定めたものです。なお、選挙管理委員会が確認していない場合、及び枚数を超過した場合は対象外とするものでございます。

第9条は、公費負担の対象となるポスターは、ポスター掲示場に掲示するポスターを無料で作成することを規定するものです。1枚あたりの単価にポスター掲示場数に1.2を乗じた数の金額の範囲内で公費負担を行うものでございます。

第10条は、選挙運動用ポスターの作成を公営制度の適用を受けるためには、業者との間で有償契約を締結し、選挙管理委員会の規定に従い、届出書の提出を義務付けたものでございます。

第11条は、ポスターの作成費用の単価上限及び枚数上限を規定し、作成費用は業者からの請求に基づき両者に対して支払うことを定めたものでございます。

第12条は、この条例に定めるもののほか、必要な事項の定めを選挙管理委員会に委任する規定でございます。

附則として、この条例は、公職選挙法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

続きまして、別途配布しております議案第80号資料をごらんください。初めに、公職選挙法の主な改正概要でございます。1番の改正概要としては、1点目として町村選挙における選挙運動費用の公費負担として、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成が新たに追加されました。2点目といたしまして、町村の議会議員選挙における供託金制度が導入されます。3点目といたしまして、町村議会議員選挙における選挙運動用ビラの頒布が可能となります。

2番目の町村の選挙における公営拡大と供託金の導入の表で、今御説明しました改正内容を記載しておりますので、御参考としてください。

次ページに行きまして、3番目の公費負担額の算定につきまして、条例の設置した内容を具体的な例によって金額の算定をしたものでございます。条例第2条から第5条に規定する選挙運動用自動車につきましては、一般運送契約であるハイヤー方式と個別契約であるレンタル方式において、それぞれの公費負担の限度額を算出したものでござ

います。それぞれ公職選挙法で定める単価に選挙運動の日数を乗じて限度額を算出しております。

次に、条例第6条から第8条に規定する選挙運動用ビラにつきましては、町長、町議選挙それぞれ公職選挙法で規定されている配布枚数に単価を乗じて算出しております。

最後に、条例第9条から第11条に規定する選挙運動用ポスターについては、枚数の上限につきましては、ポスター掲示場の数に予備枚数を含めた数を上限としております。本町のポスター掲示場数33カ所に1.2を乗じた枚数を上限としております。作成単価につきましては、法定単価にポスター掲示場の数を乗じ、加算額を超えた金額をポスター掲示場の数で割り、1枚当たりの額を算出しております。

なお、参考といたしまして、一番下段に選挙運動用自動車を個別契約方式で使用した場合の公費負担額につきまして、町長選挙、町議会議員選挙それぞれについて算出しておりますので、御参考として下さい。

以上で、議案第80号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。議案第80号 南幌町議会議員及び南幌町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程12 議案第81号 南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第81号 南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定につきましては、地方税法等の改正に伴い、本案を提案するものであります。

詳細につきましては、住民課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。住民課長。

住民課長 それでは、議案第81号 南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本条例の改正につきましては、令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しにおいて、給与所得控除や公的年金控除から基礎控除へ10万円の振替等を行うことにより、国民健康保険税の負担水準に関し

て被保険者に不利益が生じないよう、所得等について所要の見直しを行う地方税法等の改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

それでは別途配布しています議案第81号資料 南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらんください。左側が改正後、右側が改正前、下線の箇所が改正部分でございます。

まず、第26条については国民健康保険税の減額の規定で、第1号は7割軽減の基準の改正でございます。7割軽減の判定所得の算定において、基礎控除額相当分の基準額を、33万円から43万円に引き上げるとともに、被保険者のうち、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算するものでございます。次ページになります。

第2号は、5割軽減の基準の改正、次の第3号は2割軽減の基準の改正で、第1号の7割軽減の基準の改正同様に改正するものでございます。

次に、附則第3項につきましては、「公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例」の規定で、第26条の改正に合わせた規定の整備でございます。次ページになります。

最後に、附則でございます。

第1項は、この条例の施行期日の規定です。この条例は令和3年1月1日から施行する。

第2項は、国民健康保険税条例の経過措置を規定するものでございます。

以上で、議案第81号の説明を終わります。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、直ちに採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第81号 南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することにいたしました。

●日程13 議案第82号 地方税法等の一部を改正する法律施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

ただいま上程をいただきました議案第82号 地方税法等の一部を

議 長

町 長

改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定につきましては、地方税法等の一部を改正する法律施行に伴い、公法上の収入徴収に関する条例、南幌町介護保険条例、南幌町後期高齢者医療に関する条例、南幌町排水工事等分担金徴収条例、南幌町農業用排水路整備受益者分担金徴収条例の一部改正につきまして、本条例にて一括改正しようとするものです。

詳細につきましては、副町長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
副 町 長

内容の説明を求めます。副町長。

議案第82号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について御説明いたします。初めに改正の概要について申し上げます。地方税法等の一部改正により、同法ごとに規定されている特例基準割合の名称が変更されたことにより、本町の条例における「特例基準割合」の名称を、「延滞金特例基準割合」に変更するとともに、計算の前提となる割合が新たに「平均貸付割合」と規定されたことから、文言の整理を行うものでございます。なお、関係条例の内容改正が同様であることから、一括して改正を行うものです。

それでは内容の御説明をいたします。

改正条例の第1条は、公法上の収入徴収に関する条例の一部改正として、附則第2項中の改正。第2条は、南幌町介護保険条例の一部改正として、附則第6条中の改正について。第3条は、南幌町後期高齢者医療に関する条例の一部改正として、附則第3条中の改正について。第4条は、南幌町排水工事費等負担金徴収条例の一部改正として、附則第2項中の改正について。第5条は、南幌町農業用排水路整備受益者分担金徴収条例の一部を改正として、附則第2項中の改正について併用しております。

附則といたしまして、施行期日 第1項 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

経過措置 第2項 改正後の公法上の収入徴収に関する条例附則第2項、南幌町介護保険条例附則第6条、南幌町後期高齢者医療に関する条例附則第3条、南幌町排水工事費等負担金徴収条例附則第2項、南幌町農業用排水路整備受益者分担金徴収条例附則2項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金について、なお従前の例によるものものとさせていただきます。

なお、改正箇所を御確認いただくため、議案第82号資料として新旧対照表を添付しておりますので、御参照ください。

以上で、議案第82号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第82号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程14 議案第83号 固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

関係者の退席を求めます。

暫時休憩いたします。

(午前9時49分)

(午前9時49分)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。
局長に朗読させます。

局 長 (朗読する。)

議 長 理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 ただいま上程をいただきました議案第83号 固定資産評価員の選任につきましては、副町長の就任により本案を提案するものであります。

選任につきまして、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長 お諮りいたします。本件につきましては人事案件でございます。この際、質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第83号 固定資産評価員の選任については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

関係者の着席を求めます。

暫時休憩いたします。

(午前9時51分)

(午前9時51分)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

●日程15 発議第19号 総務常任委員会、産業常任委員会、産業経済常任委員会、議会運営委員会所管事務調査についてを議題といたします。

3委員会の所管事務調査につきましては、定例会ごとの承認案件でございます。提案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

追加日程1 発議第20号から追加日程3 発議第22号までの3議案を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって、追加日程1 発議第20号から追加日程3 発議第22号までの3議案を追加いたします。

●追加日程1 発議第20号 コロナ禍による地域経済対策を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より、提案理由及び内容の説明を求めます。

6番 本間 秀正議員。

(提案理由及び内容の説明をする。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは、採決いたします。

発議第20号 コロナ禍による地域経済対策を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定をいたしました。

●追加日程2 発議第21号 経営所得安定対策における子実用とうもろこしの適用拡大を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より、提案理由及び内容の説明を求めます。

6番 本間 秀正議員。

(提案理由及び内容の説明をする。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

本間議員
議長

本間議員
議長

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本件につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

発議第21号 経営所得安定対策における子実用とうもろこしの適用拡大を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり採択することに決定をいたしました。

●追加日程3 発議第22号 少人数学級の実現を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より、提案理由及び内容の説明を求めます。

3番 熊木 恵子議員。

(提案理由及び内容の説明をする。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

発議第22号 少人数学級の実現を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定をいたしました。

以上で、本定例会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。ただいまをもって閉会したいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本定例会はただいまをもって閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

(午前10時08分)

熊木議員
議長